
本「地域金融機関平成 18 年 3 月 CDO (全国地銀 CLO (沖縄 CLO) を含む) 貸付債権信託受益権 商品内容説明書」は、情報提供のみを目的として公表するものであり、信託受益権の募集、売買を目的としたものではありません。

なお、公表に当たって、本商品内容説明書のうち、参加金融機関の取扱債権プールの内容(社数、貸付債権総額、1社当たり平均貸付金額、平均デフォルト確率)や、金融機関が保有するジュニア劣後受益権等に係る記載については、貸付債権総額の大きい順に並び替えた上で、金融機関の名前を伏せて表示しております(具体的には当該部分の金融機関名を参加金融機関(ア)、参加金融機関(イ)、...参加金融機関(ス)、参加金融機関(セ)と表示しております。)。予め、ご了承下さい。

地域金融機関平成18年3月CDO
(全国地銀CLO(沖縄CLO)を含む)

貸付債権信託受益権
商品内容説明書

優先受益権
メザニン受益権

平成18年3月

本商品内容説明書は、優先受益権及びメザニン受益権（以下「本商品」といいます。）に関するもので、信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。以下「信託業法」といいます。）第 94 条に基づき信託受益権販売業者が投資家に対して説明すべき事項を記載した書面でございます。

本商品は、証券取引法に規定する「有価証券」には該当しません（ただし、今後の法解釈により変更される可能性があります。）。

本信託契約、本信託受益権販売契約及び各種関連契約等の内容は本商品内容説明書の内容に優先いたしますので、本商品内容説明書とあわせてこれら契約等をご確認下さい。

Z 証券株式会社（以下「信託受益権販売業者」といいます。）は、貴社による優先受益権又はメザニン受益権の購入の合法性若しくは適切性については何ら表明・保証するものではありません。本商品内容説明書には、法律、会計、財務、税務及びコンプライアンスに関する投資家向け助言は一切含まれておりません。それらの助言は貴社の弁護士、財務アドバイザー、会計士及び税理士等の専門家へお問い合わせ下さい。

本商品は元本保証されておらず、本商品の購入者は、購入した本商品の元本全額を失う潜在的なリスクにさらされることとなります。本商品内容説明書に記載される事項は、本商品を購入された方が注意すべき本商品の問題点を概説してはいますが、本商品について検討すべき事項の全てに言及しているわけではありませんので、ご注意下さい。また、信託受益権販売業者が本商品について信託配当及び信託元本の補填をするものではなく、また委託者及び受託者からも信託配当及び信託元本の支払を保証されているものではありません。

金融商品販売法（平成 12 年法律第 101 号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品販売法」といいます。）に基づく告知

本商品の販売業者である Z 証券株式会社は、本商品の購入者に対し、金融商品販売法に基づき、以下の事項について告知いたします。

- 1 本商品につきましては、信託債権の債務者の状況、信託財産又は受託者の状況が悪化した場合には、これを理由として、その信託配当及び信託元本の交付の遅延又は不能が生じるおそれがあり、また、元本欠損が生じるおそれがあります。本商品につきましては、金利の変動等により元本欠損が生じるおそれがあります。
- 2 本商品につきましては、その償還期日以前に市場等において処分できる保証はなく、また、処分できる場合であっても、その市場価格は優先受益権関係者の業務及び財産の状況並びに市場金利動向等の事情によって変動し、元本欠損が生じるおそれがあります。

第 1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等	1
1. 主な用語の定義	1
2. 仕組み図及び取引の概要等	12
3. 貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要	13
受託者の書面による承諾なしに本商品を譲渡又は質入をすることはできません。	15
4. 貸付債権信託契約の概要	16
第 2. 信託財産を構成する信託債権の概要	18
1. 信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要	18
2. 信託債権の基本的性格	18
3. 信託債権の沿革	19
4. 信託債権の関係法人	19
5. 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要	20
6. 信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要	20
7. 信託財産を構成する信託債権の内容	20
8. 第三者による信託財産の評価	20
第 3. 信託財産を構成する信託債権の状況	26
1. 信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況	26
2. 損失及び延滞の状況	26
第 4. 信託財産を構成する貸付債権について	29
1. 募集要項	29
2. 貸付債権に関する表明及び保証	30
第 5. 信託財産を構成する貸付債権の移転等	33
第 6. 信託元本及び収益の定義	33
1. 信託元本	33
2. 信託収益	33
第 7. 信託財産を構成する信託債権の回収方法	34
第 8. 信託財産からの支出	36
1. 各勘定の定義	36
2. 支払又は積立の順序	36
第 9. 信託受益権の元本及び配当の支払	43
1. 優先受益権及びメザニン受益権について	43
(4) 収益配当	43
2. シニア劣後受益権について	44
3. ジュニア劣後受益権について	45

第 10.	信託財産の運用・管理	47
1.	回収金口座	47
2.	回収金口座の変更について	47
3.	信託財産の運用について	47
4.	運用先の変更について	48
第 11.	信託財産から支払われる手数料等	49
1.	信託報酬	49
2.	債権回収業務委託費用	49
3.	付則 10 第 2 項に定める諸委託契約に関する費用	49
4.	租税その他の費用	50
5.	信託法第 36 条第 2 項の規定の適用の有無	50
第 12.	本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因	51
1.	本商品の流動性及び換価性に係るリスク	51
2.	原債務者（中小企業）の債務不履行のリスク	51
3.	原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク	51
4.	本商品の支払順位・支払時期に関するリスク	52
5.	回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク	53
6.	受託者たるみずほ信託の破産等に伴うリスク	53
7.	参加金融機関の破産等に伴うリスク	53
8.	中小公庫の倒産等に伴うリスク	54
9.	債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク	55
第 13.	信用補完措置	57
第 14.	原保有者その他関係法人の概況	59
1.	原保有者の概況	59
2.	その他関係法人の概況	61
	みずほ信託銀行株式会社(受託者)	61
	株式会社荘内銀行 (参加金融機関)	62
	株式会社富山銀行 (参加金融機関)	63
	株式会社琉球銀行 (参加金融機関)	64
	株式会社沖縄銀行 (参加金融機関)	65
	株式会社栃木銀行 (参加金融機関)	66
	ぐんま信用金庫 (参加金融機関)	67
	高崎信用金庫 (参加金融機関)	68
	足立小山信用金庫 (参加金融機関)	69
	さわやか信用金庫 (参加金融機関)	70
	岐阜信用金庫 (参加金融機関)	71

豊田信用金庫 (参加金融機関)	72
大阪信用金庫 (参加金融機関)	73
第一勧業信用組合 (参加金融機関)	74
第 15 . 販売に関する事項	75

第 1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等

1. 主な用語の定義

委託者とは、本信託契約における委託者であるところの中小企業金融公庫（以下、「中小公庫」と表記する場合もあります。）をいいます。

営業日とは、土曜日、日曜日及びその他法令等により日本において銀行又は信用金庫又は信用組合が休業することを認められ、若しくは義務付けられている日以外の日をいいます。

延滞信託債権とは、信託債権のうち、本金銭消費貸借契約に定める約定弁済日に定める各約定元金又は利息が、約定弁済日を経過しているにもかかわらず返済されていないものをいいます。

延長期間とは、本信託契約に基づき本信託が延長された期間で、予定最終償還日の翌日以降信託終了日までの期間をいいます。

回収期間とは、前回収締め日の翌日（同日を含み、最初の回収期間においては信託設定日をいいます。）から当該回収締め日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

回収金勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第 8.1.(1)の勘定をいいます。

回収金口座とは、信託財産を管理するために本信託契約に基づき開設される銀行口座をいいます。

回収金支払日とは、初回を平成 18 年 3 月 23 日とし、以後毎月回収締め日の翌日から起算して 11 営業日をいいます。

回収金等とは、信託債権の弁済として受領される金銭その他信託債権の満足に充てられる金銭（遅延損害金を含む。本信託契約に従って交付される補償金、本債権管理回収業務再委託契約に基づく各取扱参加金融機関の委託者に対する一切の支払金、本信託契約に基づく損失補償金及びデフォルト債権の換価処分により受領する売却代金を含みます。）をいいます。

回収締め日とは、初回を平成 18 年 3 月 23 日として、以後毎月 20 日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

回収状況報告日とは、初回を平成 18 年 3 月 23 日とし、第二回を平成 18 年 6 月 27 日として、以後回収締め日から 5 営業日後の営業日（当該日が営業日でない場合はその翌営業日）をいいます。

各元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各元本留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をい

ます。

各当期元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各当期利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

各利息金等留保金額取崩金額とは、末尾付則 4 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

仮想シニア劣後受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想トランシェとは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、仮想優先受益権、仮想メザニン受益権及び仮想シニア劣後受益権を個別に又は総称していいます。

仮想メザニン受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

仮想優先受益権とは、各受益権に対する配当額計算のための概念であり、末尾付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される金額をいいます。

元本勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第 8.1.(2)の勘定をいいます。

元本留保金額とは、末尾付則 5 により算出される本信託の計算のための概念金額をいいます。

金銭消費貸借契約証書とは、金銭消費貸借契約証書（CDO 貸付用）をいいます。

計算期間とは、前計算期日の翌日（最初の計算期間においては信託設定日をいいます。）（同日を含みます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

計算期日とは、初回を平成 18 年 7 月 18 日とし、第二回を平成 18 年 10 月 16 日として、以降毎年 1 月 15 日、4 月 15 日、7 月 15 日及び 10 月 15 日、最終回を信託終了日とする日をいいます。なお、延長期間中は毎月 15 日をいいます。ただし、当該期日が営業日でない場合は、その翌営業日を計算期日とします。

原債務者とは、本債権の債務者である法人をいいます。

サービサーとは、本債権管理回収業務委託契約に基づいて受託者から本債権の管理回収に関する業務を受託された者をいいます。

サービサー・レポートとは、本債権管理回収業務委託契約及び本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各取扱参加金融機関又は委託者から受託者に対して交付される委任事務に関する報告書をいいます。

サブサービサーとは、本債権管理回収再業務委託契約に基づいてサービサーより、本債権の管理回収に関する業務の一部の再委託を受けた者をいいます。

参加金融機関とは、株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」と表記する場合もあります。）、株式会社富山銀行（以下、「富山銀行」と表記する場合もあります。）、株式会社琉球銀行（以下、「琉球銀行」と表記する場合もあります。）、株式会社沖縄銀行（以下、「沖縄銀行」と表記する場合もあります。）、株式会社北栃木銀行（以下、「栃木銀行」と表記する場合もあります。）、ぐんま信用金庫、高崎信用金庫、足利小山信用金庫、さわやか信用金庫、岐阜信用金庫、豊田信用金庫、大阪信用金庫、第一勧業信用組合を総称していいます。

指定格付機関とは、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」と表記する場合もあります。）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「Moody's」と表記する場合もあります。）をいいます。

シニア劣後受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるシニア劣後受益権をいいます。

シニア劣後受益権者とは、シニア劣後受益権の保有者をいいます。

シニア劣後受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、各取扱債権プールごとに算出される、（a）当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、（b）対応するジュニア劣後受益権の当初元本額に達することをいいます。

シニア劣後配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のシニア劣後受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

受益者とは、本信託の受益権の保有者をいいます。

受託者とは、本信託契約における受託者であるところのみずほ信託銀行株式会社（以下、「みずほ信託」と

表記する場合があります。)をいいます。

ジュニア劣後受益権とは、ジュニア劣後受益権(ア)、ジュニア劣後受益権(イ)、ジュニア劣後受益権(ウ)、ジュニア劣後受益権(エ)、ジュニア劣後受益権(オ)、ジュニア劣後受益権(カ)、ジュニア劣後受益権(キ)、ジュニア劣後受益権(ク)、ジュニア劣後受益権(ケ)、ジュニア劣後受益権(コ)、ジュニア劣後受益権(サ)、ジュニア劣後受益権(シ)、ジュニア劣後受益権(ス)、ジュニア劣後受益権(セ)を総称していいます。

「ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)」とは、ジュニア劣後受益権(A)及びジュニア劣後受益権(B)をいいます。

ジュニア劣後受益権(ア)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ア)をいい、取扱債権(ア)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(イ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(イ)をいい、取扱債権(イ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(ウ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ウ)をいい、取扱債権(ウ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(エ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(エ)をいい、取扱債権(エ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(オ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(オ)をいい、取扱債権(オ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(カ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(カ)をいい、取扱債権(カ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(キ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(キ)をいい、取扱債権(キ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(ク)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ク)をいい、取扱債権(ク)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(ケ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ケ)をいい、取扱債権(ケ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(コ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(コ)をいい、取扱債権(コ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(サ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(サ)をいい、取扱債権(サ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(シ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(シ)をいい、取扱債権(シ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(ス)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(ス)をいい、取扱債権(ス)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権(セ)とは、本信託の受益権のうち、本信託契約に定めるジュニア劣後受益権(セ)をいい、取扱債権(セ)に対応する受益権をいいます。

ジュニア劣後受益権者とは、本信託のジュニア劣後受益権の保有者をいいます。

ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者とは、ジュニア劣後受益権（A）又はジュニア劣後受益権（B）の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ア)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ア)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(イ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(イ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ウ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ウ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(エ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(エ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(オ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(オ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(カ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(カ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(キ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(キ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ク)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ク)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ケ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ケ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(コ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(コ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(サ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(サ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(シ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(シ)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(ス)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(ス)の保有者をいいます。

ジュニア劣後(セ)受益権者とは、ジュニア劣後受益権(セ)の保有者をいいます。

証券化に要する費用とは、金銭消費貸借契約証書に定める証券化に要する費用をいいます。

信託債権とは、本信託契約に基づき委託者が受託者に信託する貸付債権をいいます。

信託財産とは、本信託契約に基づき委託者が受託者に信託する貸付債権及び金銭その他の本信託に属する財産を個別にあるいは総称していいます。

信託終了日とは、予定最終償還日（ただし、本信託契約に従って信託期間が延長された場合は、法定最終償還日）（当該日が営業日でない場合にはその前営業日）又はその他の事由により本信託が終了する日（事由発生日、当該日が営業日でない場合にはその翌営業日）のいずれか早い日をいいます。

信託設定日とは、平成 18 年 3 月 23 日をいいます。

損失補償金とは、本信託設定後、本信託契約に定める表明及び保証違反の事実が判明し、又は本信託契約に定める誓約事項に違反し、かつかかる違反が解消できないことにより受託者又は受益者に損害が生じた場合に、受託者の請求に従って委託者が支払う金銭で、末尾付則 1 により算出されるものをいいます。

平成 18 年 3 月 CDO 募集要項とは、中小公庫が規定し、平成 18 年 3 月 CDO に係る信託債権の募集の前提となった要項をいいます。

追加約定書とは、追加約定書（CDO 貸付用）をいいます。

長期延滞信託債権とは、信託債権のうち、本金銭消費貸借契約に定める約定弁済日に定める各約定元金又は利息が、約定弁済日から 3 ヶ月以上経過しているにもかかわらず返済されていないものをいいます。

デフォルト債権とは、信託債権のうち、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- 一 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 1 項に定める事由（当然失期事由）が生じたもの
- 二 原債務者に、本金銭消費貸借契約第 9 条第 2 項に定める事由（請求失期事由）が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

当初劣後比率とは、信託計算のために取扱債権プールごとに算出される概念であり、信託設定日に

において、当該取扱債権プールの取扱参加金融機関の取扱債権に係るジュニア劣後受益権元本額を、当該取扱参加金融機関の取扱債権元本額で除すことにより得られる比率をいいます。

取扱債権とは、取扱債権(ア)、取扱債権(イ)、取扱債権(ウ)、取扱債権(エ)、取扱債権(オ)、取扱債権(カ)、取扱債権(キ)、取扱債権(ク)、取扱債権(ケ)、取扱債権(コ)、取扱債権(サ)、取扱債権(シ)、取扱債権(ス)及び取扱債権(セ)を総称していいます。

「取扱債権(沖縄式合同)」とは、取扱債権(A)、取扱債権(B)を総称していいます。

取扱債権(ア)とは、本債権のうち参加金融機関(ア)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(イ)とは、本債権のうち参加金融機関(イ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(ウ)とは、本債権のうち参加金融機関(ウ)が原債務者に対して貸付けた債権をいいます。

取扱債権(エ)とは、本債権のうち参加金融機関(エ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(オ)とは、本債権のうち参加金融機関(オ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(カ)とは、本債権のうち参加金融機関(カ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(キ)とは、本債権のうち金融機関(キ)が原債務者に対して貸し付けた債権相当額をいいます。

取扱債権(ク)とは、本債権のうち参加金融機関(ク)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(ケ)とは、本債権のうち参加金融機関(ケ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(コ)とは、本債権のうち参加金融機関(コ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(サ)とは、本債権のうち参加金融機関(サ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

す。

取扱債権(シ)とは、本債権のうち参加金融機関(シ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(ス)とは、本債権のうち参加金融機関(ス)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権(セ)とは、本債権のうち参加金融機関(セ)が原債務者に対して貸し付けた債権をいいます。

取扱債権プールとは、取扱債権プール(ア)、取扱債権プール(イ)、取扱債権プール(ウ)、取扱債権プール(エ)、取扱債権プール(オ)、取扱債権プール(カ)、取扱債権プール(キ)、取扱債権プール(ク)、取扱債権プール(ケ)、取扱債権プール(コ)、取扱債権プール(サ)、取扱債権プール(シ)、取扱債権プール(ス)及び取扱債権プール(セ)を総称していいます。

「取扱債権プール(沖縄式合同)」とは、取扱債権(A)及び取扱債権(B)のプールをいいます。

取扱債権プール(ア)とは、取扱債権(ア)のプールをいいます。

取扱債権プール(イ)とは、取扱債権(イ)のプールをいいます。

取扱債権プール(ウ)とは、取扱債権(ウ)のプールをいいます。

取扱債権プール(エ)とは、取扱債権(エ)のプールをいいます。

取扱債権プール(オ)とは、取扱債権(オ)のプールをいいます。

取扱債権プール(カ)とは、取扱債権(カ)のプールをいいます。

取扱債権プール(キ)とは、取扱債権(キ)のプールをいいます。

取扱債権プール(ク)とは、取扱債権(ク)のプールをいいます。

取扱債権プール(ケ)とは、取扱債権(ケ)のプールをいいます。

取扱債権プール(コ)とは、取扱債権(コ)のプールをいいます。

取扱債権プール(サ)とは、取扱債権(サ)のプールをいいます。

取扱債権プール(シ)とは、取扱債権(シ)のプールをいいます。

取扱債権プール(ス)とは、取扱債権(ス)のプールをいいます。

取扱債権プール(セ)とは、取扱債権(セ)のプールをいいます。

取扱参加金融機関とは、各信託債権について貸付を実行した参加金融機関をいいます。

法定最終償還日とは、平成 22 年 4 月 15 日をいいます。ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。

補償金とは、本信託契約に定める表明及び保証違反並びに本貸付につき原債務者による実行前解約があった場合に、委託者が受託者に対して支払うべき金銭をいいます。

本貸付とは、本金銭消費貸借契約に係る各取扱参加金融機関の原債務者に対する貸付をいいます。

本貸付債権売買契約とは、平成 18 年 3 月 1 日付けで各取扱参加金融機関と委託者の間で各取扱参加金融機関の取扱債権について締結された貸付債権売買契約をいいます。

本基本契約とは、それぞれ委託者との間で、取扱債権の売買について締結された基本契約をいいます。

本金銭消費貸借契約とは、各取扱参加金融機関と各原債務者との間で平成 18 年 3 月 1 日付けで締結された信託債権の発生を基礎付ける契約で、金銭消費貸借契約証書及び追加約定書の記載事項をその内容とする契約をいいます。

本債権とは、各取扱参加金融機関がそれぞれ原債務者に対して貸し付けた債権で、債権口数：321 口、合計元本金額：7,075,000,000 円（信託契約締結時点）の債権をいいます。

本債権管理回収業務委託契約とは、中小公庫とみずほ信託との間で平成 18 年 3 月 1 日に締結され、信託債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本債権管理回収業務再委託契約とは、中小公庫と各取扱参加金融機関との間で平成 18 年 3 月 1 日に締結された、各取扱参加金融機関の取扱債権の管理回収業務を委託する契約をいいます。

本 CLO 案件とは、平成 18 年 3 月 CDO 募集要項に基づき組成される CLO 案件をいいます。

本信託とは、本信託契約に基づいて設定される信託をいいます。

本信託契約とは、中小公庫とみずほ信託との間で平成 18 年 3 月 1 日に締結された、本債権を信託するため

の契約をいいます。

本信託受益権販売契約とは、第 15「販売に関する事項」に定められる意味を有するものとします。

未経過利息とは、本金銭消費貸借契約に規定される未経過利息をいいます。

メザニン受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定めるメザニン受益権をいいます。

メザニン受益権者とは、メザニン受益権の保有者をいいます。

メザニン受益権償還停止トリガー事由とは、各計算期日において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に抵触した各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から (b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本額を控除した額の総額が、当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の残存元本額に達することをいいます。

メザニン配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初のメザニン受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

優先受益権とは、本信託の受益権のうち本信託契約に定める優先受益権をいいます。

優先受益権者とは、優先受益権の保有者をいいます。

優先配当率とは、信託の計算に用いられる数値であり、当初の優先受益権者及び受託者の合意により定められる率をいいます。

予定最終償還日とは、平成 21 年 4 月 15 日をいいます。

利息勘定とは、本信託契約に基づき本信託内に設定される第 8.1.(3)の勘定をいいます。

利息金等留保金額とは、末尾付則 4 に従って算出される本信託契約の計算のための概念金額をいいます。

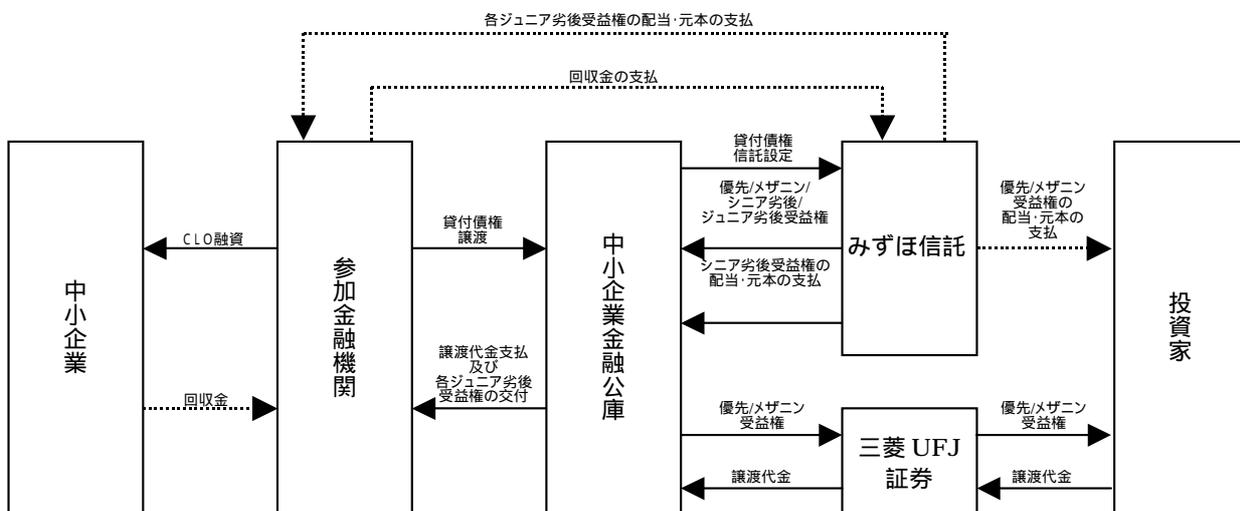
最低価格とは、取扱債権プール（沖縄式合同）に帰属するデフォルト債権の売却時に使用される価格であり、金 30 万円またはデフォルト債権の残元本額に 0.01 を乗じた金額のうち、高いほうの金額に消費税相当として計算された金額を加えた金額とします。

ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)取扱債権プール帰属割合とは、本貸付債権売買契約に基づき各

ジュニア劣後（沖繩式合同）受益権者が委託者に対して譲渡した各本債権の当初元本額を取扱債権プール(沖繩式合同)に属する全ての本債権の当初元本額の合計額に対する割合をいいます。

当初沖繩式合同ジュニア劣後比率とは、信託設定日において、ジュニア劣後受益権（沖繩式合同）元本額を、ジュニア劣後受益権(沖繩式合同)取扱債権元本額で除することにより得られる比率をいいます。

2. 仕組み図及び取引の概要等



取引の概要

荘内銀行、富山銀行、琉球銀行、沖縄銀行、栃木銀行、ぐんま信用金庫、高崎信用金庫、足利小山信用金庫、さわやか信用金庫、岐阜信用金庫、豊田信用金庫、大阪信用金庫及び第一勧業信用組合は、中小公庫の規定する平成18年3月CD0募集要項の定めならびに中小公庫と各参加金融機関との間でそれぞれ締結した本基本契約に従い、原債務者と本金銭消費貸借契約を締結し、それによって平成18年3月23日にそれぞれ貸付を実施し、中小公庫と各参加金融機関との間の本貸付債権売買契約に従い、当該貸付債権につき中小公庫へ譲渡を行う予定です。

中小公庫は、みずほ信託との間で、平成18年3月1日付けで、本信託契約を締結し、同契約に基づき、信託債権たる貸付債権を信託譲渡する予定です。本信託契約の当初の受益者は、全ての受益権について中小公庫です。なお、各参加金融機関から中小公庫の債権譲渡及び中小公庫からみずほ信託への信託譲渡に関し、信託設定日までに各貸付債権につき各原債務者による確定日付のある異議なき承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。

中小公庫は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、みずほ信託より信託業務の一部を受託し、信託設定後も自己の有する貸付債権と同様にサービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととされています。また、中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき、各参加金融機関へ当該参加金融機関が各原債務者に対して貸し付けた債権に関して、信託業務の一部を再委託し、各参加金融機関が当該債権については、サービサーとして信託譲渡した貸付債権の代理回収を行うこととしています。

また、みずほ信託は、別途取扱債権プール（沖縄式合同）に帰属するデフォルト債権の売却ルールに基づく手続に関する事務の一部を本信託契約の規定に従い委任することができるものとし、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の交付及び配当の支払いに関する会計

及び税務処理に必要となる情報に関する計算事務を本信託契約の規定に従い委任することができるものとします。

中小公庫は、本信託契約の当初受益者として、優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権(ア)、ジュニア劣後受益権(イ)、ジュニア劣後受益権(ウ)、ジュニア劣後受益権(エ)、ジュニア劣後受益権(オ)、ジュニア劣後受益権(カ)、ジュニア劣後受益権(キ)、ジュニア劣後受益権(ク)、ジュニア劣後受益権(ケ)、ジュニア劣後受益権(コ)、ジュニア劣後受益権(サ)、ジュニア劣後受益権(シ)、ジュニア劣後受益権(ス)及びジュニア劣後受益権(セ)の 17 種類の受益権を取得し、そのうち優先受益権及びメザニン受益権を、投資家への販売を目的とする Z 証券株式会社(以下「Z 証券」といいます。)に買い受けさせます。当該受益権の譲渡につき、受託者たるみずほ信託による確定日付のある承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。

中小公庫は、各ジュニア劣後受益権を、各参加金融機関等へ各参加金融機関等と締結するジュニア劣後受益権売買契約に従って譲渡し、当該受益権の譲渡につき、受託者たるみずほ信託による確定日付のある承諾を得ることにより、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備する予定です。なお、シニア劣後受益権については、中小公庫が引き続き保有します。

中小公庫は、各回収金支払日までに、当該回収金支払日に係る回収期間において原債務者から回収を行った回収金等をみずほ信託に引渡し、又は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関をして引渡しをせしめます。みずほ信託は、受領した回収金等から、本信託契約の定めに従って、各計算期日に受益権の元本及び配当の支払を行います。

3. 貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要

発行額	:	優先受益権	6,000,000,000 円
		メザニン受益権	170,000,000 円
		合計	6,170,000,000 円

なお、上記の各受益権は、信託元本額 1 千万円を 1 口と称するものとします。

受益権発行日 : 平成 18 年 3 月 23 日

予定配当率決定日 : 平成 18 年 3 月 9 日

予定最終償還日 : 平成 21 年 4 月 15 日

法定最終償還日 : 平成 22 年 4 月 15 日。ただし、信託元本が残存する場合、受託者、委託者及び受益者の間で協議の上、延長ができるものとします。

配当計算方法 : 付則 2 に規定

信託配当の支払日 : 計算期日（第 1. 「貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等」、1. 「主な用語の定義」をご参照ください。）

予定配当率 : 優先受益権 0.82%（年率）
メザニン受益権 0.93%（年率）

格付機関 : R&I 及び Moody's

格付 : 優先受益権～AAA（R&I）若しくはAaa（Moody's）
メザニン受益権～AA（R&I）若しくはA1（Moody's）

格付基準は、

予定配当額を毎回約定通り支払えること

元本を法定最終償還日たる平成 22 年 4 月 15 日の計算期日までに支払えること

信用補完措置 : 各取扱債権プール毎（各参加金融機関が貸し付けた債権のプール毎等）に設定された優先/劣後構造（中小公庫が保有するシニア劣後受益権（3.53 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（参加金融機関（イ）分が 0.51 億円（取扱債権プール(イ)総額に対して約 4.77%）、参加金融機関（ウ）分が 0.52 億円（取扱債権プール(ウ)総額に対して約 6.50%）、参加金融機関（エ）分が 0.47 億円（取扱債権プール(エ)総額に対して約 8.39%）、参加金融機関（カ）分が 0.48 億円（取扱債権プール(カ)総額に対して約 9.02%）、金融機関（キ）分が 0.50 億円（取扱債権プール(キ)総額に対して約 10.96%）、参加金融機関（ク）分 0.40 億円（取扱債権プール(ク)総額に対して約 9.83%）、参加金融機関（ケ）分が 0.27 億円（取扱債権プール(ケ)総額に対して約 9.15%）、参加金融機関（コ）分が 0.40 億円（取扱債権プール(コ)総額に対して約 17.39%）、参加金融機関（サ）分が 0.35 億円（取扱債権プール(サ)総額に対して約 19.44%）、参加金融機関（シ）が 0.20 億円（取扱債権プール(シ)総額に対して約 11.76%）、参加金融機関（ス）分が 0.15 億円（取扱債権プール(ス)総額に対して約 14.29%）、参加金融機関（セ）分が 0.17 億円（取扱債権プール(セ)総額に対して約 17.89%）、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）が 1.10 億円（取扱債権プール(沖縄式合同)総額に対して約 5.06%）

優先受益権及びメザニン受益権の償還について

(1) 元本の交付日

優先受益権及びメザニン受益権の元本は、平成 19 年 4 月 16 日を初回とし、以降各計算期日を元本の交付日として、下記「(2)償還方法」の規定に基づき償還します。

(2) 償還方法

優先受益権及びメザニン受益権は下表のとおり、各計算期日に同額ずつの元本交付を行うことを予定しております。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 19 年 7 月 17 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 4 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	667,200,000 円	18,904,000 円

優先受益権及びメザニン受益権の譲渡の手続きについて

受益者又は本信託の受益権の譲受人が本信託の受益権を譲渡又は質入する旨を書面により申し出た場合、受託者は、当該譲渡又は質入を承諾するか否かを判断し、これを承諾する場合には、直ちに、当該譲受人又は質権者に対し、確定日付ある承諾書を交付します。この場合、確定日付の取得に必要な一切の費用は当該譲受人又は質権者の負担とします。受益者が本信託の受益権の全部又は一部を譲渡する場合、受託者は、既に受益権証書を発行している場合はこれを回収のうえ新たに受益権証書を本信託の受益権の譲受人に交付します。

優先受益権及びメザニン受益権の譲渡制限について

受託者の書面による承諾なしに本商品を譲渡又は質入をすることはできません。

4. 貸付債権信託契約の概要

発行額	:	優先受益権	6,000,000,000 円
		メザニン受益権	170,000,000 円
		シニア劣後受益権	353,000,000 円
		ジュニア劣後受益権(ア)～(セ)	552,000,000 円
		合 計	7,075,000,000 円

委託者 / サービスー : 中小企業金融公庫

受託者 : みずほ信託銀行株式会社

取扱参加金融機関 / サブサービスー : 荘内銀行、富山銀行、琉球銀行、沖縄銀行、栃木銀行、ぐんま信用金庫、高崎信用金庫、足利小山信用金庫、さわやか信用金庫、岐阜信用金庫、豊田信用金庫、大阪信用金庫及び第一勧業信用組合

信託債権 : 各参加金融機関が原債務者に貸し付け、中小公庫がみずほ信託に信託した貸付債権及びこれに付帯する一切の権利

本信託契約の期間 : 信託設定日(平成 18 年 3 月 23 日)から信託終了日までとします。

信託の解除 : 本信託契約においては、原則として契約期間中の解除は認められていませんが、信託財産に関して課せられた税額あるいは本信託の管理及び手続に関して生じる費用を信託財産の中の金銭で支払えなくなった場合(但し、別途受託者が委託者に請求し、委託者が支払った場合はこの限りではありません。)、又は、戦争、天変地異等の災禍の発生、経済情勢の変化、法令、行政解釈等の変更その他相応の事由により、本信託の目的の達成又は信託事務の遂行が著しく困難若しくは不可能とする客観的かつ合理的な事由が発生した場合には、受託者は受益者に対する書面による通知を行うことにより、本信託契約を解除することができるものとされており、且つ受託者は、かかる解除によって生じた損害について責任を負わないものとされています。但し、受託者は当該本信託契約の解除に先立ち、本信託に係る信託事務を適法かつ適切に遂行できる信託会社等(信託会社及び兼営法第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。以下「後継信託会社」という。)を選定すべく合理的努力を 30 日間行うものとし、かかる解除の日の直後の計算期日において本信

託契約(本信託)は終了するものとします。受託者は、後継信託会社を選定することができた場合には、優先受益者の承諾を得た上で、後継信託会社に信託財産を移転し、後継信託会社が本信託における信託事務を移行するために必要な引継業務を行うものとします。受託者は、信託の終了又は後継信託会社の選定を行った場合には、それらに関して速やかに指定格付機関に通知するものとします。

信託の終了

: 本信託契約においては、 期間満了のほか、 上記「信託の解除」の場合、 委託者が損失補償金の全額を支払い残存するすべての本債権の交付を受けた場合、 優先受益権、メザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合、又は、 本債権管理回収業務委託契約が終了した場合には、本信託は終了できるものとされています。

第2. 信託財産を構成する信託債権の概要

1. 信託財産を構成する信託債権に係る法制度の概要

本信託の信託財産である信託債権については、民法（明治29年法律第89号）が適用され、本金銭消費貸借契約に基づき発生し、本信託契約に基づき、信託債権の原保有者である各参加金融機関から中小公庫に譲渡され、中小公庫から受託者に信託譲渡されることにより、中小公庫を当初の受益者として信託設定されました。

本信託の設定に関しては信託法（大正11年法律第62号）が適用され、各信託債権の移転については、原債務者から確定日付ある異議なき承諾を得ることにより債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しております。

2. 信託債権の基本的性格

本信託の信託財産を構成する債権は、本金銭消費貸借契約に基づいて、各参加金融機関が原債務者に金銭の貸付を行うことにより生じた貸付債権です。その内容については、後記「7. 信託財産を構成する信託債権の内容」をご参照下さい。

本優先受益権の裏付けとなる信託財産を構成する債権の主な構成は、信託契約締結時点で以下の通りです。なお、下記の平均デフォルト確率は、CRD（モデル2）によるものです。

	参加金融機関 (ア)	参加金融機関 (イ)	参加金融機関 (ウ)
社数	59社	49社	39社
貸付債権総額	1,625,000,000円	1,070,000,000円	800,000,000円
1社当り平均貸付金額	27,542,373円	21,836,735円	20,512,821円
平均デフォルト確率	0.64%	0.47%	0.58%

	参加金融機関 (エ)	参加金融機関 (オ)	参加金融機関 (カ)
社数	21社	21社	19社
貸付債権総額	560,000,000円	550,000,000円	532,000,000円
1社当り平均貸付金額	26,666,667円	26,190,476円	28,000,000円
平均デフォルト確率	0.62%	0.67%	0.57%

	金融機関 (キ)	参加金融機関 (ク)	参加金融機関 (ケ)
社数	15社	20社	19社
貸付債権総額	456,000,000円	407,000,000円	295,000,000円
1社当り平均貸付金額	30,400,000円	20,350,000円	15,526,316円
平均デフォルト確率	0.64%	0.82%	0.54%

	参加金融機関 (コ)	参加金融機関 (サ)	参加金融機関 (シ)
社数	14社	11社	15社
貸付債権総額	230,000,000円	180,000,000円	170,000,000円
1社当り平均貸付金額	16,428,571円	16,363,636円	11,333,333円
平均デフォルト確率	0.62%	0.63%	0.58%

	参加金融機関 (ス)	参加金融機関 (セ)
社数	10社	9社
貸付債権総額	105,000,000円	95,000,000円
1社当り平均貸付金額	10,500,000円	10,555,556円
平均デフォルト確率	0.52%	0.51%

3. 信託債権の沿革

信託債権は、中小公庫の定める平成18年3月CDO募集要項に規定する条件の下、本金銭消費貸借契約に基づき各参加金融機関が原債務者に貸付を実行することにより発生し、本貸付債権売買契約に基づき中小公庫へ譲渡され、本信託契約に基づき中小公庫から受託者に平成18年3月23日に信託設定される予定です。

上記本貸付債権売買契約及び本信託契約に基づき、債権者が各参加金融機関から受託者に代わる他は、債権の基本的性格に変更はありません。また、信託債権の回収事務等については、本債権管理回収業務委託契約ならびに本債権管理回収業務再委託契約に基づき、受託者は中小公庫に、中小公庫は各参加金融機関に、それぞれ事務委託しております。

中小公庫は、本信託契約において、本信託契約に従って中小公庫がみずほ信託に対して信託譲渡した貸付債権に関し、中小公庫において、又は各参加金融機関をして抗弁権を発生させることとなる一切の行為を行わない又は行わせないこと及び貸付債権の第三者への譲渡や担保権設定等を行わない又は行わせないことを約束しています。

4. 信託債権の関係法人

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者は、中小公庫です。中小公庫は、昭和28年8月20日に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。中小公庫は、受託者に対し貸付債権の信託譲渡を行った後、受託者から信託債権の回収事務の委託を受け、さらに各参加金融機関へ当該回収事務の委託を行い、これを代行せしめます。また、シニア劣後受益権については、中小公庫が保有者となります。

各参加金融機関は、債権管理回収業務再委託契約に基づく中小公庫からの委託を受け、サービサーとして回収業務を行います。

5. 信託財産を構成する資産に係る法制度の概要

本信託の信託財産を構成する信託債権の私法上の効力については、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の適用を受けるところ、契約自由の原則により、特段の事情のない限り、契約当事者間の本金銭消費貸借契約に定めるところによります。

信託債権の債務者である原債務者の破産・強制執行等に関しては、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、商法（会社整理及び特別清算の場合）及び民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の適用を受けます。破産法は、原債務者がその債務を完済することができない場合に、原債務者の総財産を債権者に公平に弁済する手続を規定する法律です。会社更生法は、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする会社更生手続を規定する法律です。民事再生法は、経済的窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生をはかることを目的とする民事再生手続を規定する法律です。会社整理及び特別清算の場合、商法中の当該手続を定める条項が適用されます。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。

6. 信託財産を構成する信託債権の原保有者の事業の概要

(1) 中小公庫の事業概況

本信託の信託財産を構成する貸付債権の委託者である中小公庫は昭和 28 年 8 月 20 日に中小企業金融公庫法に基づき設立された政策金融機関でありその資本金は平成 17 年 3 月 31 日現在において 1,568,772 百万円です。平成 16 年 7 月 1 日より、中小公庫は国内 61 営業部店を通じて融資業務及び証券化支援業務、信用保険業務を行っています。

(2) 中小公庫の証券化支援業務

中小公庫は、中小企業金融公庫法の改正により、平成 16 年 7 月 1 日より貸付債権等の証券化が可能となり、民間金融機関等による証券化手法を活用した中小企業に対する融資の取り組みを支援する証券化支援業務に取り組んでいます。平成 16 年 7 月より新たに開始した証券化支援業務には（1）単独では証券化が困難な民間金融機関等の無担保貸付債権等を中小公庫が譲り受け証券化する業務（買取型）、（2）民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に、中小公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の一部買取業務等を行う業務（保証型）があります。

また、中小公庫では、（3）中小公庫自らが中小企業の皆様に対する無担保貸付や無担保社債の取得を行い、それを証券化する業務（自己型）にも新たにに取り組んでいます。

これらの証券化手法を活用した業務は、いずれも中小企業の皆様の無担保による長期資金の調達、資金調達手段の多様化を支援することを目的としています。

7. 信託財産を構成する信託債権の内容

貸付債権

本信託の信託財産を構成する貸付債権は全て上記 3. に述べた手続によって発生した債権であり、平成 19 年 3 月以降 3 ヶ月毎に一定金額を分割払いする貸付債権です。

8. 第三者による信託財産の評価

第三者による信託財産の評価は実施していません。

< 信託債権に係る属性データ（信託契約締結時点） >

1. 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
2. 貸付金額の単位は百万円です。

1. 業種分布

	社数（社）	構成比（％）	金額	構成比（％）
建設業	55	17.19%	1,159	16.38%
製造業	88	27.50%	1,845	26.08%
情報通信業	12	3.75%	262	3.70%
運輸業	14	4.38%	310	4.38%
卸売・小売業	75	23.44%	1,616	22.84%
不動産業	15	4.69%	396	5.60%
飲食店、宿泊業	7	2.19%	110	1.55%
教育、学習支援業	1	0.31%	40	0.57%
サービス業	53	16.56%	1,337	18.90%
合計	320	100.00%	7,075	100.00%

2. 地域分散

	社数（社）	構成比（％）	金額	構成比（％）
沖縄県	79	24.69%	2,175	30.74%
東京都	53	16.56%	1,345	19.01%
大阪府	47	14.69%	1,050	14.84%
愛知県	35	10.94%	575	8.13%
山形県	19	5.94%	540	7.63%
岐阜県	23	7.19%	520	7.35%
群馬県	27	8.44%	335	4.73%
富山県	14	4.38%	230	3.25%
栃木県	16	5.00%	215	3.04%
埼玉県	3	0.94%	30	0.42%
神奈川県	1	0.31%	30	0.42%
秋田県	1	0.31%	10	0.14%
兵庫県	1	0.31%	10	0.14%
和歌山県	1	0.31%	10	0.14%
合計	320	100.00%	7,075	100.00%

3. 貸付額分布

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	10百万円	126	39.38%	1,260	17.81%
10百万円超	20百万円以下	89	27.81%	1,690	23.89%
20百万円超	30百万円以下	70	21.88%	2,085	29.47%
30百万円超	40百万円以下	4	1.25%	145	2.05%
40百万円超	50百万円以下	24	7.50%	1,200	16.96%
50百万円超	60百万円以下	1	0.31%	60	0.85%
60百万円超	70百万円以下	0	0.00%	0	0.00%
70百万円超	80百万円以下	2	0.63%	160	2.26%
80百万円超	90百万円以下	0	0.00%	0	0.00%
90百万円超	100百万円以下	2	0.63%	200	2.83%
100百万円超	110百万円以下	0	0.00%	0	0.00%
110百万円超	120百万円以下	0	0.00%	0	0.00%
120百万円超	130百万円以下	1	0.31%	125	1.77%
130百万円超	140百万円以下	0	0.00%	0	0.00%
140百万円超		1	0.31%	150	2.12%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(百万円)

22.11

4. 売上高分布

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	1億円以下	18	5.63%	204	2.88%
1億円超	5億円以下	142	44.38%	2,483	35.10%
5億円超	10億円以下	87	27.19%	1,923	27.18%
10億円超	15億円以下	32	10.00%	1,050	14.84%
15億円超	20億円以下	16	5.00%	510	7.21%
20億円超	25億円以下	6	1.88%	150	2.12%
25億円超	30億円以下	3	0.94%	60	0.85%
30億円超	35億円以下	0	0.00%	0	0.00%
35億円超	40億円以下	5	1.56%	275	3.89%
40億円超	45億円以下	4	1.25%	160	2.26%
45億円超	50億円以下	1	0.31%	10	0.14%
50億円超	100億円以下	4	1.25%	170	2.40%
100億円超		2	0.63%	80	1.13%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(億円)

8.87

5. 資本の部

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	0.5千万以下	7	2.19%	111	1.57%
0.5千万円超	1.0千万以下	12	3.75%	159	2.25%
1.0千万円超	1.5千万以下	20	6.25%	301	4.25%
1.5千万円超	2.0千万以下	18	5.63%	303	4.28%
2.0千万円超	3.0千万以下	38	11.88%	701	9.91%
3.0千万円超	4.0千万以下	31	9.69%	615	8.69%
4.0千万円超	5.0千万以下	20	6.25%	429	6.06%
5.0千万円超	6.0千万以下	17	5.31%	318	4.49%
6.0千万円超	7.0千万以下	18	5.63%	397	5.61%
7.0千万円超	8.0千万以下	13	4.06%	345	4.88%
8.0千万円超	10.0千万以下	29	9.06%	686	9.70%
10.0千万円超	15.0千万以下	36	11.25%	790	11.17%
15.0千万円超	20.0千万以下	16	5.00%	450	6.36%
20.0千万円超	30.0千万以下	20	6.25%	580	8.20%
30.0千万円超	50.0千万以下	17	5.31%	495	7.00%
50.0千万円超		8	2.50%	395	5.58%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(百万円)

119.75

6. 自己資本比率

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	4.0%以下	15	4.69%	346	4.89%
4.0%超	6.0%以下	17	5.31%	350	4.95%
6.0%超	8.0%以下	25	7.81%	669	9.46%
8.0%超	10.0%以下	15	4.69%	400	5.65%
10.0%超	12.0%以下	18	5.63%	410	5.80%
12.0%超	14.0%以下	30	9.38%	730	10.32%
14.0%超	16.0%以下	17	5.31%	480	6.78%
16.0%超	18.0%以下	30	9.38%	596	8.42%
18.0%超	20.0%以下	17	5.31%	373	5.27%
20.0%超	30.0%以下	69	21.56%	1,481	20.93%
30.0%超	40.0%以下	29	9.06%	520	7.35%
40.0%超	50.0%以下	18	5.63%	360	5.09%
50.0%超		20	6.25%	360	5.09%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(%)

21.14

加重平均値(%)

19.83

7. 有利子負債月商倍率

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	1倍以下	23	7.19%	530	7.49%
1倍超	2倍以下	38	11.88%	722	10.20%
2倍超	3倍以下	37	11.56%	881	12.45%
3倍超	4倍以下	47	14.69%	1,140	16.11%
4倍超	5倍以下	32	10.00%	665	9.40%
5倍超	6倍以下	36	11.25%	743	10.50%
6倍超	7倍以下	25	7.81%	530	7.49%
7倍超	8倍以下	21	6.56%	406	5.74%
8倍超	9倍以下	11	3.44%	195	2.76%
9倍超	10倍以下	10	3.13%	220	3.11%
10倍超	11倍以下	7	2.19%	250	3.53%
11倍超	12倍以下	4	1.25%	60	0.85%
12倍超		29	9.06%	733	10.36%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(倍) 5.68

加重平均値(倍) 5.86

8. 売上高経常利益率

		社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
	0.30%以下	36	11.25%	928	13.12%
0.30%超	0.60%以下	40	12.50%	800	11.31%
0.60%超	0.90%以下	28	8.75%	505	7.14%
0.90%超	1.20%以下	18	5.63%	558	7.89%
1.20%超	1.50%以下	27	8.44%	510	7.21%
1.50%超	1.80%以下	21	6.56%	518	7.32%
1.80%超	2.10%以下	19	5.94%	461	6.52%
2.10%超	2.40%以下	12	3.75%	275	3.89%
2.40%超	2.70%以下	15	4.69%	378	5.34%
2.70%超	3.00%以下	8	2.50%	180	2.54%
3.00%超	5.00%以下	34	10.63%	640	9.05%
5.00%超	7.00%以下	26	8.13%	541	7.65%
7.00%超	10.00%以下	24	7.50%	446	6.30%
10.00%超		12	3.75%	335	4.73%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(%) 2.89

加重平均値(%) 2.86

9 . 売上高支払利息割引料

率

		社数 (社)	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
	0.20%以下	25	7.81%	390	5.51%
0.20%超	0.40%以下	29	9.06%	650	9.19%
0.40%超	0.60%以下	35	10.94%	939	13.27%
0.60%超	0.80%以下	46	14.38%	1,109	15.67%
0.80%超	1.00%以下	34	10.63%	741	10.47%
1.00%超	1.20%以下	30	9.38%	639	9.03%
1.20%超	1.40%以下	21	6.56%	418	5.91%
1.40%超	1.60%以下	19	5.94%	459	6.49%
1.60%超	1.80%以下	16	5.00%	328	4.64%
1.80%超	2.00%以下	12	3.75%	265	3.75%
2.00%超	2.50%以下	22	6.88%	428	6.05%
2.50%超	3.00%以下	14	4.38%	260	3.67%
3.00%超		17	5.31%	449	6.35%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値 (%) 1.24

加重平均値 (%) 1.24

10 . 貸付金月商倍率

		社数 (社)	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
	0.1 倍以下	14	4.38%	330	4.66%
0.1 倍超	0.2 倍以下	47	14.69%	950	13.43%
0.2 倍超	0.3 倍以下	45	14.06%	755	10.67%
0.3 倍超	0.4 倍以下	34	10.63%	888	12.55%
0.4 倍超	0.5 倍以下	31	9.69%	542	7.66%
0.5 倍超	0.6 倍以下	20	6.25%	375	5.30%
0.6 倍超	0.7 倍以下	23	7.19%	418	5.91%
0.7 倍超	0.8 倍以下	16	5.00%	405	5.72%
0.8 倍超	0.9 倍以下	11	3.44%	355	5.02%
0.9 倍超	1.0 倍以下	17	5.31%	430	6.08%
1.0 倍超	1.1 倍以下	9	2.81%	285	4.03%
1.1 倍超	1.2 倍以下	9	2.81%	260	3.67%
1.2 倍超	1.3 倍以下	8	2.50%	170	2.40%
1.3 倍超	1.4 倍以下	7	2.19%	199	2.81%
1.4 倍超		29	9.06%	713	10.08%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値 (倍) 0.62

第3. 信託財産を構成する信託債権の状況

1. 信託財産を構成する資産の信託債権の管理の概況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産の管理の概況については記載する内容がありません。

2. 損失及び延滞の状況

信託債権の発生及びその信託設定が、信託受益権の発行と同時に行われるため、管理資産を構成する資産に係る損失及び延滞の状況については記載する内容がありません。なお、信託債権に関する今後の損失及び延滞の参考資料として以下を掲げます。

信託債権の信用に関する情報（信託契約締結時点）

- 表示中の各数値は、表示未満を四捨五入しているため、各数値の和と合計の数値が一致しないことがあります。
- 貸付金額の単位は百万円です。

1.1. CRD モデル2 デフォルト確率分布

	社数(社)	構成比(%)	金額	構成比(%)
0.10%以下	7	2.19%	103	1.46%
0.10%超	36	11.25%	637	9.00%
0.20%超	62	19.38%	1,313	18.56%
0.30%超	28	8.75%	663	9.37%
0.40%超	33	10.31%	760	10.74%
0.50%超	33	10.31%	773	10.93%
0.60%超	15	4.69%	280	3.96%
0.70%超	22	6.88%	420	5.94%
0.80%超	17	5.31%	308	4.35%
0.90%超	13	4.06%	325	4.59%
1.00%超	9	2.81%	265	3.75%
1.10%超	7	2.19%	180	2.54%
1.20%超	13	4.06%	380	5.37%
1.30%超	10	3.13%	173	2.45%
1.40%超	2	0.63%	40	0.57%
1.50%超	13	4.06%	455	6.43%
合計	320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値(%) 0.598

加重平均値(%) 0.650

12 . RDB 中小企業クレジットモデルデフォ

ルト確率分布

		社数 (社)	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
	0.10%以下	11	3.44%	170	2.40%
0.10%超	0.20%以下	38	11.88%	727	10.28%
0.20%超	0.30%以下	40	12.50%	949	13.41%
0.30%超	0.40%以下	30	9.38%	638	9.02%
0.40%超	0.50%以下	22	6.88%	450	6.36%
0.50%超	0.60%以下	34	10.63%	863	12.20%
0.60%超	0.70%以下	25	7.81%	545	7.70%
0.70%超	0.80%以下	24	7.50%	597	8.44%
0.80%超	0.90%以下	21	6.56%	408	5.77%
0.90%超	1.00%以下	12	3.75%	233	3.29%
1.00%超	1.10%以下	17	5.31%	420	5.94%
1.10%超	1.20%以下	10	3.13%	220	3.11%
1.20%超	1.30%以下	11	3.44%	260	3.67%
1.30%超	1.40%以下	6	1.88%	125	1.77%
1.40%超	1.50%以下	9	2.81%	195	2.76%
1.50%超		10	3.13%	275	3.89%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値 (%) 0.635

加重平均値 (%) 0.655

13 . リスクカルク日本版 v3.1 デフォルト

確率分布

		社数 (社)	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
	0.10%以下	68	21.25%	1,637	23.14%
0.10%超	0.20%以下	60	18.75%	1,284	18.15%
0.20%超	0.30%以下	69	21.56%	1,359	19.21%
0.30%超	0.40%以下	40	12.50%	879	12.42%
0.40%超	0.50%以下	37	11.56%	877	12.40%
0.50%超	0.60%以下	17	5.31%	380	5.37%
0.60%超	0.70%以下	4	1.25%	90	1.27%
0.70%超	0.80%以下	3	0.94%	60	0.85%
0.80%超	0.90%以下	4	1.25%	105	1.48%
0.90%超	1.00%以下	8	2.50%	124	1.75%
1.00%超	1.10%以下	3	0.94%	100	1.41%
1.10%超	1.20%以下	1	0.31%	50	0.71%
1.20%超	1.30%以下	3	0.94%	80	1.13%
1.30%超	1.40%以下	1	0.31%	10	0.14%
1.40%超		2	0.63%	40	0.57%
合計		320	100.00%	7,075	100.00%

単純平均値 (%) 0.310

加重平均値 (%) 0.312

第4. 信託財産を構成する貸付債権について

1. 募集要項

信託契約に基づきみずほ信託に信託譲渡される貸付債権は、平成18年3月CDO募集要項に基づき実施されたものです。平成18年3月CDO募集要項には、下記の内容が記載されております。

平成18年3月CLO募集要項

1 募集期間

平成17年12月1日(木)から平成18年2月1日(水)とする。

2 募集総額

500億円を上限とする。

3 貸付先及び社債発行者の対象要件

次の(1)から(6)までのすべてを満たす先とする。

- (1) 中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 青色申告者であり、法人税及び社会保険料に未納がないこと。
- (3) 原則として、業歴3年以上であり、かつ、2期連続の正常決算(各12ヵ月のもの。ただし、期中に合併等を行っているものについては、合併等が事業内容に大きな影響を与えていないものに限る。)を有すること。

(4) 数値基準

原則として、提出を受けた直近決算の数値が、次の各号のすべてを満たす先であること。

イ 債務超過でないこと。

ロ 経常利益を計上していること。

ハ 今次申込額の月商倍率(今次申込額/平均月商)が2倍以下であること。

ニ CRDスコア(モデル2)によるデフォルト確率(PD)が、1.2%以下であること。

なお、参加金融機関等の事情を勘案し、RDBスコア(SMEモデル)またはCRITSスコアの利用を認める場合があるものとする。

ホ 参加金融機関等が独自に数値基準を設定する場合は、当該数値基準を満たすこと。

- (5) 参加金融機関等の与信取引が新規の場合、原則として公認会計士若しくは監査法人のいずれかの監査証明の提出を受けられること又は日本税理士会連合会の中小会社会計基準チェックリストの提出を受けられること。

- (6) 参加金融機関等の審査と中小企業金融公庫の審査のいずれをも通過すること。

4 貸付け及び社債引受の要件

(1) 資金使途

設備資金及び長期運転資金とする。ただし、原則として旧債返済資金は認めない。

(2) 貸付け及び社債引受けの方法

貸付けは証書貸付とする。社債は無担保少数人私募債とする。

(3) 貸付金額及び社債引受金額の上限及び下限

貸付金及び社債引受金額の限度額は、1貸付先につき1千万円以上1億5千万円以下の範囲において、参加金融機関等が定める額とする。ただし100万円単位とする。

なお、関連会社(注)と合わせた貸付金の合計額は1億5千万円以下とする。

(注) 関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいう。

(4) 利率

未定。ただし、固定利率とする。

なお、利率の上限は年10%とする。

(5) 利息の支払方法

貸付けの場合は3ヶ月毎の前払方式とし、社債の場合は6ヶ月毎の後払方式とする。

(6) 償還期限

貸付けの場合は平成21年3月20日(予定)とし、社債の場合は平成20年3月20日(予定)とする。

(7) 償還の方法

貸付けの場合は、元金均等償還。平成19年3月20日を第1回償還とし、以後3ヵ月毎の割賦償還とする(償還回数は全9回)。

社債の場合は、償還期限において一括償還するものとする。

(8) 担保

担保は徴さないこととする。

(9) 保証人

貸付けの場合は、経営者及び実質的に経営を支配しているもの以外の保証人は徴さないこととする。社債の場合は保証人を徴さない。

(10) 貸付予定日及び社債発行予定日

貸付けの実行予定日(注)及び社債発行予定日とも、平成18年3月23日(木)とする。ただし、市場環境等により変更されることがあるものとする。

(注) 貸付けの実行予定日とは、貸付受入金の払出日とする。

(11) その他

貸付先数若しくは貸付総額が一定数以上に満たない場合、社債発行者数若しくは社債発行総額が一定数以上に満たない場合又は金融環境等の変化によって、本CDO案件は中止されることがあるものとする。

5 公表事項

参加金融機関等は、本要項の1から4まで(ただし、2及び3(4)二を除く。)を公表し、中小企業者に対する募集を行う。

2. 貸付債権に関する表明及び保証

中小公庫とみずほ信託は、本信託契約の締結日及び信託設定日において、信託される各貸付債権(信託債権)に関して、以下の事項が真実に相違ないことを前提に本信託契約を締結しています。また、その前提として、中小公庫は、本貸付債権売買契約において、売主である各参加金融機関から、各貸付債権に関して同内容の事項が真実に相違ないことにつき表明及び保証を受けています。

(1) 本金銭消費貸借契約は日本法を準拠法とし、当該契約の締結及び履行は重要な事項において

法令又は規制に違反していないこと。

- (2) 信託債権並びに本金銭消費貸借契約上の権利及び義務は、いずれも移転又は譲渡が禁止されず、かつ、当該移転又は譲渡について、原債務者に対する事前の通知又は原債務者の承諾を必要としないこと。
- (3) 本金銭消費貸借契約（関連契約を含む。以下同じ。）は、本信託契約に添付される「金銭消費貸借契約証書」（追加約定書を含みます。）の様式により行うものとし、かつ、当該金銭消費貸借契約の内容について重大な変更、追加又は削除を行う旨の合意がなされていないこと。
- (4) 信託債権は、平成 18 年 3 月 CDO 募集要項に掲げる要件のすべてを満たしており、かつ、取扱参加金融機関の通常の与信基準に照らして適合的であること。
- (5) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、取扱参加金融機関のみに帰属し、取扱参加金融機関のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は委託者のみに帰属し、委託者のみが信託債権に関する一切の処分権限を有すること。
- (6) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、担保又はその予約の対象になっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、担保（一般担保を除く。）又はその予約の対象になっていないこと。
- (7) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、委託者以外の第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、取扱参加金融機関が委託者以外の第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、第三者に対して移転、譲渡その他処分がなされておらず、かつ、委託者が第三者のために将来そのような処分を行う旨の義務を負っていないこと。
- (8) 本信託契約締結日及び信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転前は、本金銭消費貸借契約上の取扱参加金融機関の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。信託設定日における本基本契約及び本貸付債権売買契約による本信託債権の委託者への移転後は、本金銭消費貸借契約上の委託者の権利及び信託債権は、差押又は仮差押、その他保全処分、滞納処分又は強制執行処分の対象となっていないこと。
- (9) 信託債権について、本金銭消費貸借契約に規定する期限の利益喪失事由が生じていないこと。
- (10) 本金銭消費貸借契約は正当に権限ある者により締結され、信託債権は原債務者に対して当該金銭消費貸借契約の条項に従って強制執行可能な原債務者の適法、有効かつ拘束力のある義務を構成し、かつ、執行可能であること。原債務者は、当該金銭消費貸借契約の成立若し

くは有効性又は当該金銭消費貸借契約上負担する債務金額について争っておらず、また原債務者は、債権に対する無効、取消し、解除、相殺（本金銭消費貸借契約に基づき、当該債権が貸付けを行った参加金融機関に再譲渡された際に復活する原債務者が有する貸付人に対する相殺の抗弁を除く。）その他一切の抗弁を有するものではないこと。

- (11) 本金銭消費貸借契約に基づき、取扱参加金融機関から原債務者に対して、当該金銭消費貸借契約の実行日において貸付金が全額交付されており、取扱参加金融機関は追加の資金交付の義務を負っていないこと。

第 5. 信託財産を構成する貸付債権の移転等

1. 中小公庫及びみずほ信託は、信託の目的に従って中小公庫の保有する貸付債権をみずほ信託に対して担保目的によらず真正に譲渡し、それにより信託法第 1 条に規定する信託を設定する意図をもって、本信託契約に基づく信託及びその引受けを行います。
2. 中小公庫は、参加金融機関より譲り受けた貸付債権及びこれらに付帯する一切の権利を、信託設定日にみずほ信託に移転することによりこれらを信託し、みずほ信託はこれを引き受けました。
3. 中小公庫は、信託債権の全部又は一部が取立不能とされる場合においても、かかる信託債権の支払に関し、みずほ信託に対し何らの責任を負うものではありません。

第 6. 信託元本及び収益の定義

1. 信託元本
本信託においては、信託債権の元本及びその価値代替物を信託元本とします。
2. 信託収益
本信託においては、利息、損害金その他信託財産から生じる利益及びその価値代替物を信託収益とします。

第7. 信託財産を構成する信託債権の回収方法

みずほ信託は本債権管理回収業務委託契約に基づき中小公庫に対して、さらに中小公庫は本債権管理回収業務再委託契約に基づき各参加金融機関に対して、信託債権たる貸付債権の管理回収事務を委任しております。中小公庫は、これに基づき善良なる管理者の注意をもって、受益者のために忠実に貸付債権の管理回収を行います。

参加金融機関は、中小公庫の委託を受け、みずほ信託が制定する信託債権回収マニュアル（以下「信託債権回収マニュアル」といいます。）に従い、信託債権の管理回収事務等を遂行します。

なお、元金の返済及び利息の通常の支払は、各本金銭消費貸借契約上の支払期日において、各本金銭消費貸借契約に基づく指定預金口座からの引落しの方法により回収されます。

みずほ信託は、計算期日を基準日として、みずほ信託が別途定める信託財産の状況に関する報告書を作成し、計算期日後遅滞なく各受益者に交付します。

(a) 通常の回収に関する事務

- (i) 参加金融機関は、各本金銭消費貸借契約上の元本及び利息の支払期日に、債務者の指定口座からの口座引落その他の方法により元本及び利息を回収します。
- (ii) 参加金融機関は、回収期間内に債務者から回収した元本、利息及びその他回収金（期限前返済の元本、利息及び損害金等）を取りまとめ、回収状況報告日までに中小公庫及びみずほ信託に回収金等の金額及び原債務者の状況の報告をした上で、回収金支払日までに回収金口座へ送金します。ただし、初回については、信託設定日までに回収した回収金等を信託設定日にみずほ信託に支払うものとします。
- (iii) 中小公庫は、回収状況報告日までに、信託債権回収マニュアルに従い、回収金支払日における回収金等の金額及び原債務者の状況をみずほ信託に報告します。

(b) 延滞債権等に関する事務

- (i) 参加金融機関は、信託債権について、次の 号又は 号に定める事由が生じた場合には、中小公庫及びみずほ信託に対し、遅滞なくその事実を報告します。

信託債権の原債務者からの信託債権の期限前返済の申し出があり、参加金融機関が受入を容認する場合その他信託債権の原債務者に対し何らかの諸変更・諸手続が必要となった場合

本金銭消費貸借契約に定める期限の利益喪失事由の発生その他信託債権の取立不能、若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (ii) 原債務者が信託債権の元本の返済又は利息の支払を遅滞した場合には、参加金融機関は、信託債権につき延滞が判明した時点で、遅滞が事務上の過誤に起因することが明らかで、直ちに支払いがなされることが確実である場合を除き、口頭で債務者及び連帯保証人に対し支払いを督促します。かかる督促にもかかわらず当該元本の返済又は利息の支払が3ヶ月以上なされない場合、参加金融機関は、速やかに当該延滞・デフォルト債権に係る方針申請書兼承諾書（以下、「延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書」といいます。）の原本を中小公庫あてに提出することとします。また、その後も返済がな

されない状況が継続した場合は、参加金融機関は、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を上記と同様の方法で中小公庫あて提出します。参加金融機関は、下記(iii)～(iv)により期限の利益を喪失した先についても、完済となるまでは、3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を提出することとします。なお、当該報告対象となるデフォルト債権について、参加金融機関が現状有姿交付を受けた場合には、以降は当該債権に係る報告書の提出は不要となります。

- (iii) 金銭消費貸借契約第9条第1項(以下、「当然喪失事由」といいます。)及び第2項(以下、「請求喪失事由」といいます。)に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、参加金融機関は、速やかに延滞デフォルト債権に係る方針申請書兼承諾書を中小公庫あて提出します(事前にFAXします。)。中小公庫は速やかにその対応を決定し、延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を当該参加金融機関あて送付します。当該参加金融機関は、当然喪失事由に該当する場合は、自らの判断に基づいて以下に定める期限の利益喪失手続きを行います。ただし請求喪失事由に該当する場合は中小公庫から受領する延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書に基づいて当該手続きを実施するものとします。

(イ)参加金融機関は、期限の利益喪失通知書を作成し、当該原案に当該参加金融機関の支店長印を押印し、中小公庫及びみずほ信託あてに以下の書類とともにFAXにて送付します。<書類> (a)当該債務者に係る「金銭消費貸借契約書」、(b)期限の利益喪失に関する証拠書類(破産手続開始等の通知書、弁護士からの管財人受任通知書等)

(ロ)参加金融機関は、(イ)により作成した文書を配達証明付き内容証明郵便で送付する方法等により、期限の利益喪失を行います。事後、参加金融機関は、繰上償還の指示を行った旨を記載した延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書の原本を中小公庫あてに提出することとし、あわせて、期限の利益喪失及びその日付けが確認できる書類(内容証明郵便及び配達証明はがき等の写し)を、みずほ信託及び中小公庫あてに提出することとします。

なお、繰上償還の指示を行わず、その後も請求による期限の利益喪失事由に該当し続けている場合も、前回報告書提出後3ヶ月毎に延滞・デフォルト債権方針申請書兼承諾書を中小公庫あてに提出することとします。

- (iv) 参加金融機関は、信託契約に従い、ジュニア劣後受益権者として期限の利益を喪失した債権の現状有姿交付を受けようとする場合は、「現状有姿交付申請書」を作成のうえ、その原本をみずほ信託あて、その写しを中小公庫あてに提出することとします。みずほ信託は、この場合、中小公庫の指示を受け、「現状有姿交付通知書」をもって参加金融機関に通知し、中小公庫あてにその写しを送付します。なお、参加金融機関は、現状有姿交付を受ける場合は、「債権者変更のお知らせ」を作成し、みずほ信託あて「調印依頼書」をもって調印を申請するものとします。調印後、みずほ信託は「債権者変更のお知らせ」の原本を参加金融機関あて、その写しを中小公庫あてに送付します。参加金融機関は調印済みの「債権者変更のお知らせ」につき配達証明付き内容証明郵便で送付します。ただし、期限の利益を喪失した債権が取扱債権プール(沖縄式合同)より発生したものである場合、別途定める売却手続が行われます。

第 8. 信託財産からの支出

1. 各勘定の定義

(1) 回収金勘定

みずほ信託が、信託債権から回収される回収金等を受取る際に記帳され、下記に記載する元本勘定及び利息勘定への振替の基となる勘定をいいます。

(2) 元本勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、みずほ信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託債権の回収金等のうち元本相当額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される勘定をいいます。

(3) 利息勘定

受益者への元本償還及び信託配当の支払並びに費用の支払等を行うために管理している勘定で、みずほ信託が信託に係る計算を行うにあたり、信託における運用利息の記帳並びに、信託債権の回収金等のうち元本相当額以外の金額につき回収金勘定から振替え、下記「2. 支払又は積立の順序」以下の条項に従って支払又は振替が行われる都度減額又は増額される勘定をいいます。

2. 支払又は積立の順序

(1) 信託設定日の支払

みずほ信託は、本信託設定日において、利息勘定に記帳された金銭から、信託財産に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用を支払います。

(2) 予定最終償還日前の支払

() 利息勘定からの支払

みずほ信託は、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期日において利息勘定に記帳されている金銭から、当該計算期日における利息金等留保金額（末尾付則 4 に従って計算されます。）を控除した金額を上限として、以下の順に、信託契約に定めるところに従い支払を行います。ただし、第 号ないし第 号について、当該計算期日前に支払期日の到来するものは、みずほ信託は利息勘定内の金銭からその都度支払うことができるものとします。なお、第 号ないし第 号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第 号ないし第 号の各受益権に対する配当の支払又は元本の交付は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとします。

直前の計算期日までに未払の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用

当該計算期日に係る計算期間の信託財産に係る租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用

直前の計算期日までに未払の信託報酬

当該計算期日に収受すべき信託報酬

直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料及び付則 10 第 2 項に規定される諸委託契約に従った委託手数料

当該計算期日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料及び付則 10 第 2 項に規定される諸委託契約に従った委託手数料

優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金

優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

支払うべき優先受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii)元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）。

メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金

メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

支払うべきメザニン受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii)元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）

シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金

シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

支払うべきシニア劣後受益権元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(ii)元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）

残額の利息勘定への留保

(ii)元本勘定からの支払

みずほ信託は、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期日において元本勘定に記帳されている金額から当該計算期日における元本留保金額（末尾付則 5 に従って計算されます。）を控除した金額を上限として、信託契約に定めるところに従い、以下のとおり、費用等の支払い、元本の交付又は配当の支払を行うものとします。ただし、第 号ないし第 号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりメザニン受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとし、第 号ないし第 号の各受益権に対する元本の交付又は配当の支払は、直前の回収状況報告日のサービサー・レポートによりシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じているときは行わないものとします。なお、優先受益権及びメザニン受益権に対する元本の交付は、1口当たり 1,000 円単位で、シニア劣後受益権及び各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付は、各受益権当たり 1,000 円単位でそれぞれ行われるものとし、1,000 円に満たないために交付されない金銭は元本勘定に留保されます。

前記「()利息勘定からの支払」第 号ないし第 号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「()利息勘定からの支払」第 号から同第 号まで順に支払うものとします。）

優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）

前記「（ ）利息勘定からの支払」第 号及び第 号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「（ ）利息勘定からの支払」第 号、同第 号の順に支払うものとします。）

メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）

前記「（ ）利息勘定からの支払」第 号及び第 号により支払うべき金額について利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「（ ）利息勘定からの支払」第 号、同第 号の順に支払うものとします。）

シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

シニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）

各ジュニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付及び当該計算期日に支払われるべき元本の交付（直前の計算期日までに未払の元本が優先して交付されるものとします。交付されるべき元本の額は末尾付則 3 に定められます。ただし、本号に基づく元本の交付は、（ ） 当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び その直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本号の規定に従って交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、（ ii ） 当該取扱債権プールに帰属する信託債権元本の当該計算期間中の期初残高より 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に 当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行われるものとします。かかる交付の金額が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回る時、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。）ただし、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）については、末尾付則 10 第 3 項の規定が適用されるものとします。

残額の元本勘定への留保

（3）信託終了時の取扱

（ ）本信託契約の期間満了、本信託契約の解除、中小公庫による損失補償金の全額の支払いにより残存するすべての信託債権の交付を受けた場合、優先受益権、メザニン受益権及びシニア劣後受益権の残元本額が零になった場合又は本債権管理回収業務委託契約が終了した場合、本信託は終了できるものとし、その場合、みずほ信託は、以下に従い処理するものとします。

（ ii ） 利息勘定からの支払

みずほ信託は、信託終了日（ただし、本信託の期間が延長される場合を除く。後記「（4）本信託の期間が延長された場合の支払」参照。）において利息勘定に記帳されている金銭から利息金

等留保金額を控除した金額を上限として、以下の順に支払を行います。

直前の計算期日までに未払の信託財産に係る租税その他信託業務を処理に必要な諸費用

信託終了日に係る計算期間の信託財産に係る租税その他信託業務を処理に必要な諸費用

直前の計算期日までに未払の信託報酬

信託終了日に収受すべき信託報酬

直前の計算期日までに未払の本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料及び付則 10 第 2 項に規定される諸委託契約に従った委託手数料

信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく中小公庫に対する業務委託手数料及び付則 10 第 2 項に規定される諸委託契約に従った委託手数料

優先受益権の直前の計算期日までの未払の配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 3 に定められます。）

優先受益権の信託終了日に支払うべき配当金

後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号及び第 号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）

メザニン受益権の直前の計算期日までの未払の配当金

メザニン受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号及び第 号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）

シニア劣後受益権の直前の計算期日までの未払の配当金

シニア劣後受益権の信託終了日に支払うべき配当金（配当金の計算方法は、末尾付則 2 に定められます。）

後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号及び第 号によりなされるべき元本の交付について、元本勘定に記帳される残高が不足する場合は、これらの不足額の元本の交付（後記「(iii) 元本勘定からの支払」第 号、第 号の順に支払うものとします。）

(iii) 元本勘定からの支払

まずほ信託は、信託終了日において、元本勘定に記帳されている金銭から元本留保金額を控除した金額を上限として、以下の順に支払を行います。

前記「(ii) 利息勘定からの支払」第 号ないし第 号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii) 利息勘定からの支払」第 号から同第 号まで順に支払うものとします。）

優先受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

優先受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付（交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。）

前記「(ii) 利息勘定からの支払」第 号及び第 号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払（前記「(ii)

利息勘定からの支払」第 号、同第 号の順に支払うものとします。)

メザニン受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

メザニン受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付(交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。)

前記「(ii) 利息勘定からの支払」第 号及び第 号により支払うべき金額について、利息勘定に記帳される残高が不足する場合には、これらの不足額の支払(前記「(ii) 利息勘定からの支払」第 号、同第 号の順に支払うものとします。)

シニア劣後受益権の直前の計算期日までに未払の元本の交付

シニア劣後受益権の信託終了日に支払われるべき元本の交付(交付されるべき元本の計算方法は末尾付則 3 に定められます。)

(iv) みずほ信託は、前記「(iii) 元本勘定からの支払」の後、元本勘定に記帳された金銭中、各取扱債権プールに対応する金額(計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。本項において以下同じ。)を、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者に、元本の交付としてそれぞれ支払います。

(v) みずほ信託は、(iv)までの処理に従って、支払又は交付をなした後、元本勘定及び利息勘定に記帳された金銭から、各取扱債権プールに対応する金額(計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とします。)相当額を、それぞれ対応するジュニア劣後受益権者に、それぞれジュニア劣後受益権の元本の交付として、ジュニア劣後受益権の元本が零になった場合は、ジュニア劣後受益権の配当として、それぞれ支払います。ただし、ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)については、付則 10 第 3 項の規定が適用されるものとします。

(vi) みずほ信託は、(ii)ないし(v)に従った交付又は支払を行った後、優先受益権又はメザニン受益権に残元本額が存するとき、原則 2 名以上の購入希望者(参加金融機関その他の委託者から取扱債権の管理回収業務の委託を受けた者またはそれらの利害関係人であることを妨げないものとします。)に対して、残存する信託債権について債権ごとの価格提示を求め、その合計金額が最高価額となる 1 名(以下、「売却先」という。)に対して、信託財産を害することが明白である場合を除いて、下記(vii)以下の手続に従って、残存する信託債権を売却できるものとします。

(vii) (ii)ないし(v)に従った交付又は支払を行った後、優先受益権に残元本が存在するとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち換価率(額面金額に対する売却先の提示した提示価格の割合をいうものとし、小数点第 2 位を四捨五入したパーセント表記によるものとします。以下同じ。)の高い(同率の場合はみずほ信託の裁量によります。)債権(ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとします。)から順に、当該債権の残元本額の累計額が優先受益権の残元本額を満たすまで、当該債権を売却するものとします。みずほ信託は、売却先より受領した売却代金を優先受益権の保有割合に応じて優先受益権者に交付するものとし、優先受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとします。

(viii) (ii)ないし(vii)に従った交付又は支払を行った後、メザニン受益権に残元本が存在するとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち換価率の高い(同率の場合はみずほ信託の裁量によります。)債権(ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元

本金額を超過分の額面金額までとします。)から順に、当該債権の残元本額の累計額がメザニン受益権の残元本額を満たすまで、当該債権を売却します。みずほ信託は、売却先より受領した売却代金をメザニン受益権の保有割合に応じてメザニン受益権者に交付するものとし、メザニン受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとします。

(ix) (ii) ないし(viii)に従った交付又は支払を行った後、シニア劣後受益権が残存しているとき、みずほ信託は、残存する信託債権のうち、シニア劣後受益権者の指定する債権(ただし、各取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過分の額面金額までとします。)をシニア劣後受益権者に(複数の場合は保有する受益権元本の額の割合に応じて)現状有姿のまま交付し、シニア劣後受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとします。

(x) (ii) ないし(ix)に従った交付又は支払を行った後、みずほ信託は、各取扱債権プールに残存する信託債権を当該ジュニア劣後受益権者に現状有姿のまま交付し、当該ジュニア劣後受益権の元本額は、当該債権の残元本額相当額減額されるものとします。ただし、ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)については、付則10第3項の規定が適用されるものとします。

(xi) (vii)、(viii)及び(x)に従った信託債権の売却に要する費用並びに(ix)及び(x)に従った現状有姿に要する費用は、原則として、交付を受ける受益者に請求するものとし、受益者より支払がない場合には信託財産が負担することができるものとします。

(xii) みずほ信託は、取扱債権プール(沖縄式合同)に帰属するデフォルト債権の売却及び本条の手続に従って行う売却を除いては、信託債権の換価処分に応じないものとします。

(xiii) (ix)及び(x)に従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知(みずほ信託に新たな義務を生じさせない内容に限る。)に押印する義務のみを負い、その他について一切責任を負わないものとします。

(4) 本信託の期間が延長された場合の支払

() みずほ信託は、予定最終償還日において、前記「(3) 信託終了時の取扱(ii) ないし(xiii)」記載の順序に従い、元本及び配当の交付(信託債権による現状有姿交付を含む。)を行います。

(ii) みずほ信託は、延長期間中の各計算期日において、前記「(3) 信託終了時の取扱(v) ないし(xiii)」の規定に従って処理を行うものとします。

(iii) みずほ信託は、延長期間中に信託債権から弁済を受領したときは、延長期間中の各計算期日において、以下の各号の順に元本の交付を行うものとします(ただし、本号における当該信託債権の弁済受領金の交付は、当該取扱債権プールにつき対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとし、残余の弁済受領金は当該取扱債権プールに関するジュニア劣後受益権の未払の元本に充当することとします。)

優先受益権の未払の元本

メザニン受益権の未払の元本

シニア劣後受益権の未払の元本

弁済のなされた債権が属する取扱債権プールに関するジュニア劣後受益権の未払の元本

(iv) 法定最終償還日までに()または(ii)に従って売却されなかった信託債権(ただし、各

取扱債権プールにつき、対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過した分の額面金額までとします。)については、みずほ信託は法定最終償還日に各受益者に、前記「(3) 信託終了時の取扱(vii)及び(viii)」の規定に従って現状有姿で交付し、その額面金額分の受益権元本を償還します。

- (v) (i)ないし(iv)の定めに従った残存信託債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該受益者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知(受託者に新たな義務を生じさせない内容に限る。)に押印することを除き、一切責任を負わないものとし、

第9. 信託受益権の元本及び配当の支払

1. 優先受益権及びメザニン受益権について

(1) 元本金額

優先受益権：	6,000,000,000 円
メザニン受益権：	170,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本交付方法

優先受益権及びメザニン受益権の元本償還日は、前記「第1. 貸付債権信託受益権の概要及び仕組み等 3. 貸付債権信託の優先受益権及びメザニン受益権の概要 優先受益権及びメザニン受益権の償還について (1)元本の支払日」に記載された期日とします。優先受益権及びメザニン受益権の予定元本償還額は、下表のとおりとし、みずほ信託は、各計算期日において、前記「第8. 信託財産からの支出 2. 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザニン受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 19 年 7 月 17 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 4 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	666,600,000 円	18,887,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	667,200,000 円	18,904,000 円

(3) 法定最終償還日

平成 22 年 4 月 15 日

(4) 収益配当

優先受益権及びメザニン受益権の配当額は下記の算式により計算されます。

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高、メザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残

高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期間の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して、本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額（ただし、零以下の場合には零）の総額。

(5) 信託配当の支払日及び配当方法

みずほ信託は、前記「第 8 . 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額を優先受益者及びメザニン受益者に交付します。

(6) トリガー条項について

前記「第 8 . 信託財産からの支出 2 . 支払又は積立の順序 (2) 予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、メザニン受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

2. シニア劣後受益権について

(1) 元本金額 金 353,000,000 円

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

元本の交付については、平成 19 年 4 月 16 日を初回とし、以降各計算期日を元本の支払日として、各計算期日の予定償還額は下表のとおりとします。みずほ信託は、各計算期日において、前記「第 8 . 信託財産からの支出 2 . 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付を行うものとします。

計算期日	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	39,222,000 円
平成 19 年 7 月 17 日	39,222,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	39,222,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	39,222,000 円

平成 20 年 4 月 15 日	39,222,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	39,222,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	39,222,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	39,222,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	39,224,000 円

(3) 収益配当

シニア劣後受益権の配当額は、「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高からデフォルト配当減額金（上記 2.(1)の定めのとおり）の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合は零）に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）」として計算されます。

(4) 信託配当の支払日及び配当方法

みずほ信託は、前記「第 8 . 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、信託設定日及び予定最終償還日前の各計算期日において、当該計算期間に関する配当額をシニア劣後受益者に交付します。

(5) トリガー条項について

前記「第 8 . 信託財産からの支出 2 . 支払又は積立の順序（2）予定最終償還日前の支払」に規定するとおり、メザニン受益権償還停止トリガー事由及びシニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき配当又は元本の交付がなされないことがあります。

3. ジュニア劣後受益権について

(1) 合計元本金額

金 552,000,000 円

なお、ジュニア劣後受益権は、以下のとおり 14 種類に分割され、それぞれ各参加金融機関等が保有し、その元本額は以下のとおりです。

ジュニア劣後受益権（イ）	: 51,000,000 円
ジュニア劣後受益権（ウ）	: 52,000,000 円
ジュニア劣後受益権（エ）	: 47,000,000 円
ジュニア劣後受益権（カ）	: 48,000,000 円
ジュニア劣後受益権（キ）	: 50,000,000 円
ジュニア劣後受益権（ク）	: 40,000,000 円
ジュニア劣後受益権（ケ）	: 27,000,000 円
ジュニア劣後受益権（コ）	: 40,000,000 円
ジュニア劣後受益権（サ）	: 35,000,000 円
ジュニア劣後受益権（シ）	: 20,000,000 円
ジュニア劣後受益権（ス）	: 15,000,000 円
ジュニア劣後受益権（セ）	: 17,000,000 円
ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）	: 110,000,000 円

ジュニア劣後受益権(沖縄式合同 A)及びジュニア劣後受益権(沖縄式合同 B)をいう。

(2) 元本の支払日及び元本の支払方法

みずほ信託は、予定最終償還日前の各計算期日において、前記「第 8 . 信託財産からの支出
2 . 支払又は積立の順序」に定める方法及び条件に従い、元本の交付をなすものとします。

(3) デフォルト債権の取扱

みずほ信託は、サービサー・レポートにより特定されるデフォルト債権については、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益者に、当該デフォルト債権を現状有姿のまま交付できるものとし、各計算期日において、当該計算期日に係る計算期間中に交付された当該デフォルト債権の交付時点における残元本額及び直前の計算期日までの元本交付の累計額の合計額に相当する各ジュニア劣後受益権の元本額がその分減額されるものとします。ただし、() 当該デフォルト債権を現状有姿交付した場合に、本項の規定に従ってなされる各ジュニア劣後受益権に対するデフォルト債権の現状有姿交付の累計額及び直前の計算期日までの元本交付の累計額の合計額が、各ジュニア劣後受益権の当初元本額を超える場合並びに() 各ジュニア劣後受益権者が本信託契約の規定に従って、それぞれ委託者と契約している本債権管理回収業務再委託契約が終了した場合には、それ以降、現状有姿交付は行われぬものとします。なお、デフォルト債権発生の有無は、当該デフォルト債権の属する取扱債権プールに関する取扱参加金融機関により作成されるサービサー・レポートと当該内容に係る委託者の承認により特定されるものとし、みずほ信託は、かかるデフォルト債権発生の有無については、かかるサービサー・レポートと当該内容に係る委託者の承認に専ら依拠することができ、独自に確認する義務を負わないものとします。また、上記デフォルト債権の現状有姿による交付に伴う原債務者に対する通知その他の対抗要件具備に必要な行為は、専ら当該ジュニア劣後受益権者の責任と費用でなされるものとし、みずほ信託はそれらに関して、債権者変更に関する原債務者への通知(みずほ信託に新たな義務を生じさせない内容に限ります。)に押印する義務のみを負い、その他については一切責任を負わないものとします。ただし、ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)については、付則 10 第 3 項の規定が適用されるものとします。

(4) 収益配当

みずほ信託は、前記「第 8 . 信託財産からの支出」に定める方法及び条件に従い、ジュニア劣後受益権の収益を信託終了時にのみ支払うものとします。

第 10. 信託財産の運用・管理

1. 回収金口座

受託者たるみずほ信託は信託財産に属するすべての金銭を下記の回収金口座にて管理します。

銀行及び支店名 : 株式会社みずほ銀行 丸之内支店

口座の種類 :

口座番号 :

口座名義 :

2. 回収金口座の変更について

回収金口座は、指定格付機関による短期格付 a-1 かつ短期債務格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でないに限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

みずほ信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が (i)P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii)a-2、a-3、b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii)取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときは、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えるものとします。なお、みずほ信託は新たな回収金口座について、当初の回収金口座と同様にみずほ信託の利害関係人（兼営法第 4 条第 1 項において準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号。その後の改正を含む。）（以下「兼営法施行令」という。）第 9 条に定める者をいいます。以下同じ。）たる金融機関（みずほ信託の銀行勘定及び株式会社みずほコーポレート銀行を含む。）に開設することを妨げられないものと定められています。

3. 信託財産の運用について

みずほ信託は、本信託の信託財産に属する金銭の全部若しくは一部を単独で、又は運用方法を同じくする他の信託財産に属する金銭と合同して、以下の各号に定める方法にて運用することができます。ただし、みずほ信託若しくは兼営法第 4 条の準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定められるその利害関係人の発行する有価証券への投資又はこれらの者との取引（信託財産に損害を与えるおそれがない取引を除く。）は行わないものとします。第号に基づくみずほ信託の信託財産の運用は、信託財産の効率的運用に資するものであり、かつ信託財産を害するおそれがないと認められる場合に限り、みずほ信託の利害関係人たる金融機関への預金にて運用することがあります。この場合、当該金融機関に開設された口座における預金利率を適用するものとします。

日本国の国債又は政府保証債への投資（ただし、指定格付機関による自国通貨建発行体格付が A 以上かつ自国通貨建発行体格付 A2 相当以上で、当該投資日から償還満期までの期間が 1 ヶ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の 2 営

業日前の日までに償還満期が到来するものに限りま。

指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付 P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有するものと認めるもの）とされているコマーシャル・ペーパーへの投資（ただし、当該投資日から償還満期までの期間が3ヵ月以内でありかつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の2営業日前の日までに償還満期が到来するものに限りま。）

指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付が P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）とされている金融機関への預金（指定格付機関による短期債務格付が P-2 相当であっても、格下げ方向での見直しが検討されていない金融機関への預金であって、かつ、指定格付機関より優先受益権及びメザニン受益権の格付に悪影響を与えない旨の事前の確認を受けている金融機関への預金を含みます。）であって、当該預入日の後、最初に到来する計算期日の2営業日前までに満期が到来するもの、元本以上の金額で中途解約が可能なもの、又は随時引き出しが可能なもの

第 号及び第 号に定める投資対象の現先売買（ただし、当該投資対象の売戻条件付きの買付であって、売戻価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）が買付価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）を下回らず、かつ、買付の相手方は指定格付機関による短期格付 a-1 以上かつ短期債務格付 P-1 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）であることを要し、現先売買の期間は3ヵ月以内であり、かつ当該期間内に計算期日があるときは当該計算期日の2営業日前までに期間が満了するものに限るものとします。）

なお、みずほ信託は、自身が必要と認めた場合で、第 号の格付条件を満たし、かつ、信託財産の効率的な運用に資するものであり、信託財産に損害を与えるおそれのない場合に限り、回収金口座において管理されている金銭をみずほ信託の銀行勘定にて運用することができるものとされています。この運用を行う場合、みずほ信託は自身の店頭に表示されている普通預金利率を適用するものとします。

みずほ信託は、各計算期日において前記「第 8.2. 支払又は積立の順序」の処理を行なうのに先立ち、3. に基づく運用収益を全て利息勘定に入金又は振替を行います。

また、みずほ信託は、信託業法第 29 条第 2 項に定められる取引を行った場合は、計算期間ごとに、当該計算期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、各受益者に交付します。

4. 運用先の変更について

前記「3. 信託財産の運用について」第 号及び第 号の場合において、預金先金融機関若しくはみずほ信託が前記「3. 信託財産の運用について」第 号の格付条件を満たさなくなった場合、かかる格付の低下が発表された日又はみずほ信託が指定格付機関より第 号の方法による運用を認めない旨の通知を受領した日から30日以内を限度として、可能な限り速やかに、当該預金を回収金口座の格付条件を満たす他の投資対象に変更するものとします。

第 11. 信託財産から支払われる手数料等

1. 信託報酬

みずほ信託は、当初信託報酬として、別途書面にて中小公庫と合意する金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、本信託の信託財産の中から收受します。なお、みずほ信託は計算期日毎に信託財産から信託報酬として一定額を收受するものとし、かかる計算期日毎に收受する信託報酬額は、当該計算期日に係る計算期間の初日の信託債権の元本残高に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（円未満切捨て）とされております。なお、信託報酬率は、年率 0.05% を上回らない率となっております。

2. 債権回収業務委託費用

みずほ信託は、信託債権に係る回収事務及び期中管理業務の一部委託の対価として計算期日毎に本信託の信託財産の中から中小公庫又は各参加金融機関へ下記 A ないし C の算式にて計算される合計額（消費税及び地方消費税を含みます。）を支払います。

A 取扱債権（沖縄式合同）を除く取扱債権の場合、当該計算期間の期初の信託債権残元本額から、長期延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本額を除いた金額に 0.6% を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

取扱債権（沖縄式合同）の場合、当該計算期間の期初の信託債権残元本額から、長期延滞信託債権及びデフォルト債権の残元本額を除いた金額に 0.1% を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

B 現状有姿交付又は付則 10 に基づき売却処分が行われていないデフォルト債権に関し、当該計算期間中の回収金等に 5% を乗じた金額（円未満切捨て）

C 長期延滞信託債権の当該計算期間中の回収金等に 0.1% を乗じた金額（円未満切捨て）

D 取扱債権（沖縄式合同）の場合、 - の計算式で算出される金額

当該計算期日を含む月の 4 ヶ月前の信託債権利息支払日において、信託債権（但し、長期延滞信託債権及びデフォルト債権を除く。）から回収された利息相当金額

当該計算期日を含む月の 4 ヶ月前の信託債権利息支払日にかかる計算期間における信託債権（但し、長期延滞信託債権及びデフォルト債権を除く。）に関し、当該信託債権の利率が本金銭消費貸借契約の借入利率として決定される最低金利と仮定した場合に計算される当該信託債権の利息相当額

3. 付則 10 第 2 項に定める諸委託契約に関する費用

本入札管理委任契約

みずほ信託は、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者の指図を受けた場合、取扱債権プール（沖縄式合同）に帰属するデフォルト債権の売却ルールに基づく手続に関する事務の一部を委任することができるものとし、この場合、当該事務の対価として本件入札 1 件あたり一定額並びにそれに係る消費税及び地方消費税を支払います。なお、当該対価は、最低価格を上回らない金額となっております。

本計算事務委任契約

みずほ信託は、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者の指図を受けた場合、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の交付及び配当の支払いに関する会計及び税務処理に必要となる情報に関する計算事務を委任することができるものとし、当該事務の対価として、本信託設定日、毎年4月及び10月の15日（ただし、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日）並びに信託終了日に一定額並びにそれに係る消費税及び地方消費税を支払います。なお、当該対価は、各期日の支払いは100万円を上回らない金額となっております。

4. 租税その他の費用

みずほ信託は、信託財産に関する租税その他信託業務を処理するために必要な諸費用は信託財産から支払います。ただし、信託財産に属する金銭がかかる費用の支払に不足する場合は、当該不足額につき中小公庫に請求することができます。なお、中小公庫がかかる諸費用の立替払をなした場合は、みずほ信託は中小公庫の求めに応じて信託財産からこれを弁済するものとしします。

5. 信託法第36条第2項の規定の適用の有無

信託法第36条第2項は、みずほ信託は、信託財産に関して負担した租税、公課その他の費用又は信託事務を処理するためにみずほ信託の過失によらずに受けた損害につき、受益者に補償を請求できる旨規定しています。この点、信託契約第20条においては、みずほ信託は、信託財産に関する租税その他信託事務を処理するために必要な諸費用は信託財産から支払うものとされており、信託財産に属する金銭がかかる費用の支払がかかる費用の支払に不足する場合は、当該不足額につき委託者に請求するものとされていますが、なおみずほ信託が信託法第36条第2項に基づき受益者に対して直接補償の請求を行い、かつかかる請求が認められる可能性は存在しません。

第 12. 本商品の元本及び配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因

1. 本商品の流動性及び換価性に係るリスク

本商品につきましては、流通市場は現在確立されていません。仮に、流通市場が整備されるとしても、その予定最終償還日（本信託契約の規定に従って、信託期間が延長されたときは法定最終償還日）以前にその流通市場等において処分できる保証はなく、また、処分できる場合であっても、購入希望者に有利な価格での売却を強いられ、また、価格が市場金利動向等の事情によって変動し、損失が生じるおそれがあります。

本商品につきましては、証券取引法上のみなし有価証券（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号）に該当しません（ただし、今後の法解釈により変更される可能性があります）ので、投資可能な投資家が有価証券と比べて限定されると考えられます。

2. 原債務者（中小企業）の債務不履行のリスク

本商品の信託配当及び元本は、信託財産である貸付債権からの回収金等を支払原資として、支払順位の定めに従って支払われます。

貸付債権の原債務者（中小企業）が債務不履行に陥った場合には、受託者は、本信託契約の定めに従い各ジュニア劣後受益権者に現状有姿交付又は第三者への売却をするか（本信託契約に定める限度に従います。）、又は引き続き債務不履行債権として回収を続けることとなります。当該債務不履行のリスクを負担すべきジュニア劣後受益権（各ジュニア劣後受益権は、その対応する取扱債権プール以外の信託債権の債務不履行のリスクを負いません。ただし、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）が保有するジュニア劣後受益権は、取扱債権プールを同じくするいわゆる共同劣後であり、もう一方の参加金融機関が原債務者に対して貸し付けた債権の債務不履行のリスクを負います。）及びシニア劣後受益権の元本額を超えて原債務者が債務不履行に陥った場合、信託終了時まで優先受益権又はメザニン受益権に対して交付される元本の金額が、当初の各受益権の元本額を下回るリスクがあります。また、貸付債権の回収状況によっては、優先受益権又はメザニン受益権に対する配当の支払が、規定に従って行えないリスクがあります。

ただし、優先受益権の信用補完の水準は、メザニン受益権（1.70 億円）、シニア劣後受益権（3.53 億円）及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（総額 5.52 億円。各取扱債権プールに対する比率は約 4.77%～約 19.44%）（各受益権の総額は、10.75 億円）であり、メザニン受益権の信用補完の水準は、シニア劣後受益権及び各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権（各受益権の総額は、9.05 億円）であり、かかる信用補完措置により、各受益権のリスクは一定限度について軽減されるものと考えられます（なお、指定格付機関による予備格付で、優先受益権は AAA（R&I）又は Aaa（Moody's）、メザニン受益権は AA（R&I）又は A1（Moody's）を取得しています。）。なお、後順位の受益権による信用補完につきましては、下記 4. の点についてもご留意ください。

3. 原債務者による貸付債権の期限前返済のリスク

本商品の信託配当の支払は、信託財産たる各貸付債権の利息を原資としているため、各貸付債権について原債務者から期限前返済が行われた場合、当該貸付債権については、期限前返済日以

降の利息が支払われないこととなり、本商品の信託配当の支払原資に不足が生ずるリスクがあります。

しかし、かかるリスクを軽減するために、各貸付債権に係る本金消費貸借契約において、原債務者は貸主の承諾なくして期限前返済を行わない旨が、規定されています。また貸主の地位を承継するみずほ信託の承諾を得て期限前返済が行われる場合には、本金消費貸借契約において、原債務者は、元金に加えて所定の損害金も合わせて支払わなければならない旨規定されています。

4. 本商品の支払順位・支払時期に関するリスク

本商品は、前記の支払順位の定めに従って、信託配当及び元本の支払が行われます。このため、特定の種類の受益権の信託配当及び元本のみが優先的に支払われ、他の種類の受益権の信託配当及び元本に不足を生じ、損失を被ることがあります。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の支払がその他の先順位の受益権に対する信託配当及び元本の支払及びその他一切の費用の支払に完全に劣後しているわけではありません。

具体的には、各ジュニア劣後受益権に対する信託配当及び元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています（ただし、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）が保有するジュニア劣後受益権は、取扱債権プールを同じくするいわゆる共同劣後であり、もう一方の参加金融機関が原債務者に対して貸し付けた債権からの回収状況による影響を受けます。）。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権又はメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権又はメザニン受益権に対して支払われるべき信託配当の支払が全額なされないにもかかわらず、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

また、予定最終償還日まで、優先受益権またはメザニン受益権に残元本が存在するときは、受託者は、残存する信託債権を換価率の高い債権から順番に売却し、受領した売却代金を、これらの受益権に対して交付することになりますが、交付される売却代金の金額にかかわらず、売却された債権の額面金額に相当する分だけ優先受益権またはメザニン受益権の元本が減少し、残りの信託債権よりシニア劣後受益権及びジュニア劣後受益権への交付がなされます。延長期間中に信託債権の弁済を受領したときには、未払いの優先受益権またはメザニン受益権に対して元本の交付が行われますが、かかる元本交付についても、各取扱債権プールにつき、各取扱債権プールにつき対応するジュニア劣後受益権の元本金額を超過する分の債権から弁済を受けた分に限られ、対応するジュニア劣後受益権の元本金額相当額の債権については、優先受益権またはメザニン受益権に支払われるべき元本交付が全額なされるか否かにかかわらず、ジュニア劣後受益権者への元本交付に充当されます。

さらに、本信託契約において、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、シニア劣後受益権につき信託配当又は元本の交付がなされないこと、ならびに、メザニン受益権償還停止トリガー事由が生じた場合は、メザニン受益権及びシニア劣後受益権につき配当又は元本の

交付がなされないことが、それぞれ定められております。

5. 回収金口座のある銀行の債務不履行によるリスク

本商品の信託配当及び元本の支払は、回収金口座にある資金を原資として行われるため、当該口座が開設されている金融機関の破産手続、会社更生手続の開始その他の理由により当該金融機関が当該口座の資金の払戻しを行わない場合には、信託配当及び元本の支払が支払われないリスクが存在します。

かかるリスクを軽減するため、回収金口座は、指定格付機関による短期格付 a-1 かつ短期債務格付 P-2 相当以上（当該格付が公表されていないときは、指定格付機関がこれと同程度の信用力を有すると認めるもの）の格付を取得している（ただし、P-2 の場合にあっては格下げの方向で見直し中でないものに限ります。）金融機関に開設されるものとされています。

また、本信託契約において、みずほ信託は、回収金口座が開設されている金融機関の指定格付機関による上記格付が(i)P-2 から格下げ方向へ見直しとなった場合、(ii)a-2、a-3、b 若しくは c、又は P-3 若しくは Not Prime となった場合、(iii)取消しとなった場合のうちいずれかに該当したときには、30 日以内に指定格付機関が適格と認める金融機関に新たに回収金口座を開設し、従前の当該回収金口座内の金銭をすべて移し替えるものとします。尚、みずほ信託は新たな回収金口座について、当初の回収金口座と同様にみずほ信託の利害関係人たる金融機関（みずほ信託の銀行勘定及び株式会社みずほコーポレート銀行を含む。）に開設することを妨げられないものと定められています。

6. 受託者たるみずほ信託の破産等に伴うリスク

本信託契約に基づき受託者たるみずほ信託に信託された信託財産について、みずほ信託の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託財産が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の信託財産に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかし、信託法（大正 11 年法律第 62 号）が信託財産に対する受託者個人の債権者の差押を禁止していること、又信託法の諸規定から帰納される信託財産の独立性から、受託者が信託財産を信託法及び本信託契約に従い自己の財産から独立して管理している限り、そのリスクが極めて低いと考えられます。なお、みずほ信託が破産した場合には、信託法の規定に従い、新受託者が信託事務を処理することを得るときまでは、破産管財人が信託財産の管理を引き継ぎます。

7. 参加金融機関の破産等に伴うリスク

本商品の元本及び配当の原資となる信託財産である貸付債権は、各参加金融機関から中小公庫に譲渡され、さらに、みずほ信託に信託譲渡されています。

本件では、各売主たる参加金融機関の破産手続、民事再生手続、又は会社更生手続において、裁判所あるいは管財人により、信託債権である貸付債権の譲渡は真正な譲渡ではなく、貸付債権が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、信託財産に属するものではなく、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権を被担保債権とする担保権の対象であると判断される可能性があります。裁判所あるいは管財人によってこのような判断がなされ

た場合、本商品の信託配当及び元本の支払が予定通りなされないリスクがあります。ただし、参加金融機関が保有するその取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権の比率が、いずれも合理的な範囲内であること、参加金融機関および中小公庫は、貸付債権の譲渡及び譲受を意図しており、本貸付債権売買契約の条項はかかる契約当事者の意図を反映したものであること、参加金融機関は、中小公庫に譲渡する貸付債権につき、各取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権を有すること及び本債権回収管理業務再委託契約に基づく再受託者としての権限および義務を有することを除き、一切の権限または支配権を持たないこと、参加金融機関は、本貸付債権売買契約上、中小公庫に対して貸付債権の買戻しを請求する権利を有しておらず、原則として、貸付債権を買取る義務を負っておらず（ただし、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）は、デフォルト債権の売却ルールに従ってもなお残存する債権を最低価格で購入する義務を負います。もっとも、かかる最低価格は30万円又は残元本額の1%のいずれか大きい額という極めて僅少な額であり、これらの金融機関に実質的なリスクを残存させるものではありません。）、一方、同契約上、中小公庫は、参加金融機関に対し、上記に掲げた場合を除き、譲り受けた貸付債権の買戻しの請求を行うことはできず、または参加金融機関による買戻しの申出に応じる義務を負っていないこと、参加金融機関は、中小公庫に対し、業務再受託者としての正当な事務委任手数料の支払を受ける権利を有するが、この権利及び各取扱債権プールに対応するジュニア劣後受益権に基づく権利を除き、参加金融機関は中小公庫に譲渡した貸付債権の回収金およびその運用益につき何ら権利を有しないこと、債権譲渡については下記9.記載のとおり、貸付債権の債務者による確定日付ある書面による承諾がなされていれば、本貸付債権売買契約に基づく参加金融機関から中小公庫に対する貸付債権の譲渡につき、民法の定めるところにより債務者および債務者以外の第三者に対する対抗要件が具備されることとなること、参加金融機関は、中小公庫に譲渡した貸付債権の弁済期における債務者の資力につき担保責任を負っておらず、かかる貸付債権につき当初の予想を上回る延滞、貸倒れが発生した場合にも、参加金融機関は中小公庫または受益者に対しこれを補償する義務を負わないこと、参加金融機関による貸付債権の譲渡は、参加金融機関の正常な取引であり、詐欺の意図、その他不法な意図に基づくものではないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

また、信託財産である債権の元利金の回収事務は、本債権管理回収業務委託契約に基づき、中小公庫がみずほ信託からの事務委任を受け、さらに本債権管理回収業務再委託契約に基づき、その貸付を実行した参加金融機関が中小公庫からの事務再委任を受けてこれを行います。具体的には、口座引落の方法により原債務者（中小企業）より貸付債権の元利金を回収し中小公庫を通さずに直接受託者に引き渡します。従って、参加金融機関が破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託債権の元利金の回収事務が一時的に停止し、信託債権の回収に支障が生じることがあります。かかる事態が生じ、資金が受託者に引き渡されない場合には、本商品の信託配当及び元本の支払原資が毀損するリスクがあります。

しかし、かかるリスクを回避又は軽減するため、本債権管理回収業務再委託契約には、中小公庫による解除の規定が設けられており、本信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するために必要があると認められるときには、解除することができるものとされます。

8. 中小公庫の倒産等に伴うリスク

中小公庫の倒産能力については必ずしも明らかではありませんが、中小公庫に倒産能力がある

とされた場合においては、信託契約に基づくみずほ信託への信託設定、受益権売買契約に基づく中小公庫から Z 証券に対する優先受益権及びメザニン受益権の譲渡につき、中小公庫の破産手続、民事再生手続又は会社更生手続その他の倒産手続等において、裁判所あるいは管財人により、優先受益権及びメザニン受益権が破産財団、再生債務者又は更生会社の財産に属するものであって、投資家の受益権に対する権利は、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続に服する債権又は担保権であると判断されるリスクがあります。しかし、中小公庫が本債権管理業務委託契約に基づく業務受託者としての権限及び義務を有すること及びシニア劣後受益権を保有することを除き、信託債権に支配権を持たず、優先受益権及びメザニン受益権につき支配権を持たないこと、中小公庫及びみずほ信託は本信託契約において信託債権の真正な信託による譲渡を、中小公庫及び Z 証券は、受益権売買契約において優先受益権及びメザニン受益権の真正売買及び買受けを意図していること、中小公庫は、みずほ信託に対して、本信託契約において限定された場合を除き、みずほ信託から信託債権の買戻しを行う権利を有せず、またかかる買戻しを行う義務を負っていないこと、及び受益権売買契約上、優先受益権及びメザニン受益権を買い戻す権利または義務を有しないこと、中小公庫は、信託債権の債務者の将来の弁済資力につき、何ら保証を行っておらず、債務者の債務不履行により何らかの損害が生じた場合であっても、かかる損害の一切につき補償を行わないこと、また、中小公庫は、優先受益権及びメザニン受益権の収益配当及び元本償還に関する受託者の損害を生じた場合であってもかかる損害の一切につき責任を負わないこと、という諸要素を考慮すると、上記のリスクは非常に小さいと考えています。

9. 債権譲渡・信託譲渡に関する債務者対抗要件及び第三者対抗要件が事前承諾により取得されていることによるリスク

参加金融機関から中小公庫への各貸付債権の譲渡及び中小公庫からみずほ信託への貸付債権の信託譲渡に関して、原債務者は、本貸付債権売買契約及び本信託契約により譲渡がなされる前(金銭消費貸借契約締結時)に、両契約に基づく債権譲渡に対していずれも譲渡に先だって承諾を行います。かかる事前承諾により対抗要件(債務者対抗要件及び第三者対抗要件)を具備することができずと解されるリスクもあります。しかし、以下の理由によりそのリスクは極めて小さいと考えています。

まず、債務者対抗要件については、債権譲渡において法が債務者対抗要件制度を設けた趣旨が、債務者を保護することにあることから、当該債務者自身が現実の債権譲渡に先だって承諾する限り、債務者対抗要件が具備されると解することが相当です。最高裁判例(昭和 28 年 5 月 29 日)も、譲渡対象となる債権と譲受人が特定されている事案でかかる事前の承諾に債務者対抗要件の効力を認めており、本件では譲渡債権と譲受人はいずれも特定されておりますので、かかる結論は判例の見解に沿うものといえます。

次に、第三者対抗要件については、債権譲渡の予約についての債務者の事前の承諾によっては、その具備が認められないという判例がある一方、債権譲渡の事前承諾全般について、債務者の事前承諾により第三者対抗要件が具備されるかについて直接明示している判例はありません。この点、債務者に第三者との関係で債権の帰属に関するインフォメーションセンターの役割を期待して債務者の承諾を債権譲渡の第三者対抗要件とした法の趣旨からすると、債権譲渡の事前承諾の場合は、(1)承諾後の債権譲渡実行の蓋然性が高く、(2)譲受人及び権利移転日が特定してい

るのであれば、債務者は譲渡の確実性を認識することができ、債務者のインフォメーションセンターの役割を期待し得ますので、第三者対抗要件を具備すると考えることが相当です。

そして本件では、まず、(1)との関係においては、貸付債権の債権譲渡及び信託譲渡は、これらの譲渡を前提として組成されたCLOスキームの重要な一部であり、これらの債権譲渡が実行されないことは想定されていません。類似の事例として、債権譲渡の予約に際して第三者対抗要件具備の有効性を否定した判例がありますが、かかるケースと異なり、いずれの当事者も譲渡の実行の有無についての裁量権を有しません。また、上記判例と異なり、承諾の日から債権譲渡の日まで近接しています。したがって、債権譲渡が実行される蓋然性は、極めて高いと考えられます。次に、(2)との関係においては、譲受人は、中小公庫及びみずほ信託であり、特定されており、いずれの譲渡に付いても、権利移転日及び譲渡日が平成18年3月23日として特定されています。そして、本件CLOスキーム上、かかる移転日が債務者の承諾なく変更される可能性は皆無です。さらに、本件CLOにおいては、これらの譲渡を前提として貸付けが行われるものであり、譲渡の相手方及び譲渡の日は、本金銭消費貸借契約や参加申込書にも記載されており、かつ、これらの債務者には、各参加金融機関より十分説明が加えられています。

したがって、本件においては、事前承諾であっても債務者のインフォメーションセンター機能を当然に期待できる場合であり、それによる第三者対抗要件を否定する理由はないと言うべきであり、結論として、本貸付債権売買契約及び本信託契約における債権譲渡に対する本金銭消費貸借契約の債務者による事前の承諾により第三者対抗要件を具備するものと考えるのが相当であると考えています。

第 13. 信用補完措置

優先受益権及びメザニン受益権は、優先/劣後構造による信用補完措置がとられています。すなわち、中小公庫が保有するシニア劣後受益権（3.53 億円）及び各参加金融機関等が保有するジュニア劣後受益権（参加金融機関（イ）分が 0.51 億円（取扱債権プール(イ)総額に対して約 4.77%）、参加金融機関（ウ）分が 0.52 億円（取扱債権プール(ウ)総額に対して約 6.50%）、参加金融機関（エ）分が 0.47 億円（取扱債権プール(エ)総額に対して約 8.39%）、参加金融機関（カ）分が 0.48 億円（取扱債権プール(カ)総額に対して約 9.02%）、金融機関（キ）分が 0.50 億円（取扱債権プール(キ)総額に対して約 10.96%）、参加金融機関（ク）分 0.40 億円（取扱債権プール(ク)総額に対して約 9.83%）、参加金融機関（ケ）分が 0.27 億円（取扱債権プール(ケ)総額に対して約 9.15%）、参加金融機関（コ）分が 0.40 億円（取扱債権プール(コ)総額に対して約 17.39%）、参加金融機関（サ）分が 0.35 億円（取扱債権プール(サ)総額に対して約 19.44%）、参加金融機関（シ）が 0.20 億円（取扱債権プール(シ)総額に対して約 11.76%）、参加金融機関（ス）分が 0.15 億円（取扱債権プール(ス)総額に対して約 14.29%）、参加金融機関（セ）分が 0.17 億円（取扱債権プール(セ)総額に対して約 17.89%）、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）が 1.10 億円（取扱債権プール(沖縄式合同)総額に対して約 5.06%）

これらの水準は、それぞれ優先受益権に対する AAA (R&I) 若しくは Aaa (Moody s)、メザニン受益権に対する AA (R&I) 若しくは A1 (Moody s) の格付けの付与に十分であるとの指定格付機関の見解に基づいて設定されています。

なお、各参加金融機関が保有するジュニア劣後受益権の金額は、各参加金融機関の取扱債権プールに同受益権の金額を超える損失が発生する確率がそれぞれ同水準になるように設定されています。

本信託契約においては、各ジュニア劣後受益権に対する元本の交付、配当の支払がその他の先順位の受益権に対する元本の償還、配当の支払及びその他一切の費用の支払いに完全に劣後しているわけではありません。各ジュニア劣後受益権に対する配当や元本の交付の額が、他のジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プールに属する債権からの回収状況によって、影響を受けないようにしています（ただし、参加金融機関（A）及び参加金融機関（B）が保有するシニア劣後受益権は、取扱債権プールを同じくするいわゆる共同劣後であり、もう一方の参加金融機関が原債務者に対して貸し付けた債権の債務不履行のリスクを負います）。そのため、特定の取扱債権プールからの回収状況が悪かった場合には、優先受益権又はメザニン受益権に対し、予定元本交付金額の元本の交付が全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する元本交付、配当の支払がなされることもあり得ます。また、同様の場合に、優先受益権又はメザニン受益権に対して支払う配当金の支払いが全額なされないときに、（当初の想定どおりに回収が行われた取扱債権プールに対応する）ジュニア劣後受益権に対する信託配当の支払がなされることもあり得ます。

また、信託債権において、期限前弁済が起こる場合、裏付となる本金銭消費貸借契約の定めに従い、原債務者からは一定の損害金を受け入れることとなっている他、当該回収金は信託契約の定めに従い、劣後部分の配当の支払や元本の償還に充当されることなく、元本勘定ならびに利息勘定に留保され、予定されている優先受益権及びメザニン受益権を含むその他の受益者への元利金の支払へ充当される仕組みとなっており、これらのキャッシュフローのブレから生じる損失を

最小化する仕組みとなっています。

第 14. 原保有者その他関係法人の概況

1. 原保有者の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

商号又は名称

中小企業金融公庫

代表者氏名

総裁 水口 弘一

住 所

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 3 号

資本の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、1,568,772 百万円 (百万円未満切捨て)です。

主要株主の名称

全額政府出資

事業の内容

融資業務

証券化支援業務 (平成 16 年 7 月 1 日業務開始)

信用保険業務

(2) 関係業務の概要

本信託の信託財産を構成する貸付債権の購入者兼委託者であり、かつシニア劣後受益権の受益者です。また、貸付債権の債権回収事務をみずほ信託から委託を受け、さらに、当該事務を各参加金融機関へ再委託しております。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

(平成 16 年 3 月 31 日の数値については旧中小企業総合事業団信用保険部門を除く)

(平成 17 年 3 月 31 日の数値には、中小企業総合事業団から平成 16 年 7 月 1 日に承継した権利及び義務に係る金額が含まれている)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	7,679,326	8,688,993
負債合計	7,229,611	7,302,803
資本合計	449,715	1,386,190

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	221,922	615,851
経常利益 (は経常損失)	39	185,035
当期利益金 (は当期損失金)	0	185,080

2. その他関係法人の概況

みずほ信託銀行株式会社(受託者)

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

商号又は名称

みずほ信託銀行株式会社

住所

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

代表者氏名

取締役社長 池田 輝彦

資本の額(平成17年3月31日現在)

資本金は、247,231百万円(百万円未満切捨て)です。

主要株主の名称

株式会社みずほフィナンシャルグループ(74.6%)

事業の内容

銀行法及び信託業務の兼営法に基づき信託銀行業務を行っております。

(2) 関係業務の概要

中小公庫が信託する貸付債権の受託者となります。受託者として信託財産を管理し、また、各受益権の受益者に対して配当の支払、元本の交付を行います。

(3) 経理の概況

最近2事業年度における主な資産、負債及び資本の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
資産合計	5,464,653	6,196,743
負債合計	5,129,211	5,823,966
資本合計	335,442	372,776

最近2事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日
経常収益	202,561	200,418
経常利益	41,068	50,467
当期利益	30,018	30,941

株式会社荘内銀行（参加金融機関）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社荘内銀行

資本金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、11,800 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本合計の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	783,490	797,768
負債合計	747,412	759,645
資本合計	36,077	38,122

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	20,788	21,166
経常利益	2,309	2,505
当期純利益	1,209	1,376

株式会社富山銀行（参加金融機関）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社富山銀行

資本金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、5,462 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本合計の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	380,769	387,706
負債合計	359,576	365,318
資本合計	21,192	22,388

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	7,758	7,524
経常利益	617	930
当期純利益	335	489

株式会社琉球銀行（参加金融機関）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社琉球銀行

資本金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、44,127 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本合計の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	1,490,945	1,525,006
負債合計	1,398,147	1,427,695
資本合計	92,798	97,310

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	41,622	44,823
経常利益	7,016	8,069
当期純利益	4,321	5,846

株式会社沖縄銀行（参加金融機関）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社沖縄銀行

資本金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、18,345 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本合計の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	1,267,662	1,305,662
負債合計	1,196,607	1,230,064
資本合計	71,054	75,597

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	33,800	33,836
経常利益	684	7,963
当期純利益	1,623	4,523

株式会社栃木銀行（参加金融機関）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社栃木銀行

資本金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

資本金は、27,408 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び資本合計の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	2,100,506	2,201,633
負債合計	1,991,168	2,087,576
資本合計	109,337	114,056

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	46,117	49,240
経常利益	2,033	3,052
当期純利益	2,869	2,251

ぐんま信用金庫 (参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

ぐんま信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、3,504 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	431,039	439,779
負債合計	418,643	426,661
会員勘定	12,395	13,117

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	9,498	9,513
経常利益	1,620	631
当期純利益	321	427

高崎信用金庫（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

高崎信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、1,159 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	388,651	392,275
負債合計	373,115	378,950
会員勘定	15,536	13,324

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	8,223	7,706
経常利益	4,092	2,831
当期純利益	5,331	2,846

足立小山信用金庫（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

足立小山信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、1,063 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	181,791	293,093
負債合計	169,952	283,254
会員勘定	11,839	9,839

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	3,301	4,057
経常利益	630	3,262
当期純利益	288	3,622

さわやか信用金庫 (参加金融機関)

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

さわやか信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、12,398 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	1,349,548	1,370,108
負債合計	1,306,518	1,323,625
会員勘定	43,029	46,483

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	32,312	33,848
経常利益	2,720	1,173
当期純利益	2,616	3,307

岐阜信用金庫（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

岐阜信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、19,846 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	2,095,802	2,116,477
負債合計	2,010,529	2,018,622
会員勘定	85,272	97,855

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	43,015	43,795
経常利益	3,684	5,098
当期純利益	4,226	4,118

豊田信用金庫（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

豊田信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、765 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	758,721	778,567
負債合計	717,799	734,841
会員勘定	40,921	43,725

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	14,016	13,266
経常利益	2,686	2,234
当期純利益	2,151	2,157

大阪信用金庫（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

大阪信用金庫

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、11,399 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び会員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	834,976	1,351,730
負債合計	802,344	1,309,427
会員勘定	32,631	42,303

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	17,815	23,397
経常利益	197	3,862
当期純利益	1,451	5,034

第一勸業信用組合（参加金融機関）

(1) 名称、出資金の額及び事業の内容

名称

第一勸業信用組合

出資金の額(平成 17 年 3 月 31 日現在)

出資金は、8,912 百万円(百万円未満切捨て)です。

事業の内容

中小企業等協同組合法に基づき金融業を営んでおります。

(2) 関係業務の概要

信託債権についての原債務者への貸付を行い、それらの債権を中小公庫へ譲渡し、当該債権について期中の管理回収業務を中小公庫の委託を受け行います。

(3) 経理の概況

最近 2 事業年度における主な資産、負債及び組合員勘定の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
資産合計	276,290	285,902
負債合計	269,445	277,390
組合員勘定	6,845	8,512

最近 2 事業年度における損益の概況(単位 百万円：単位未満切捨て)

	自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 16 年 3 月 31 日	自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日
経常収益	8,169	8,271
経常利益	292	1,304
当期純利益	366	1,515

第 15 . 販売に関する事項

信託業法第 105 条第 2 項により信託受益権販売業者とみなされる者である Z 証券は、中小公庫及び Z 証券の間で締結される受益権売買契約に基づき中小公庫より優先受益権及びメザニン受益権を譲り受け販売します。本件優先受益権及びメザニン受益権を購入する者（以下、「投資家」という。）は、Z 証券と信託受益権販売契約（以下、「信託受益権販売契約」といいます。）を締結します。

(1) 払込日

平成 18 年 3 月 23 日

(2) 払込取扱場所

Z 証券株式会社

(3) Z 証券の概要

住所：

代表者氏名：

資本の額：

付則 1 損失補償金の計算式

$$\text{損失補償金} = \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{貸付元本残高相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{本金銭消費貸借契約に定める} \\ \text{期限前返済による損害金に} \\ \text{準じて計算された金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{すべての信託債権の} \\ \text{未経過利息相当額} \end{array}$$

付則 2 各受益権に対する配当額

優先受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日の優先受益権の元本の残高、メザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

メザニン受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高」又は「当該計算期日に係る計算期間の初日のメザニン受益権の元本の残高及びシニア劣後受益権の元本の残高の合計額からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）」のいずれか小さい方の金額に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

シニア劣後受益権配当額 = 「当該計算期日に係る計算期間の初日のシニア劣後受益権の元本の残高」からデフォルト配当減額金の合計額を減じた金額（ただし、零以下の場合には零）に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額（円未満切捨て）

デフォルト配当減額金 = 各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期間の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額から、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を除いた金額（ただし、零以下の場合には零）の総額

付則3 各受益権に対する予定元本交付金額

計算期日	優先受益権 予定元本交付金額	メザン受益権 予定元本交付金額	シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成19年4月16日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成19年7月17日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成19年10月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成20年1月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成20年4月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成20年7月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成20年10月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成21年1月15日	666,600,000円	18,887,000円	39,222,000円
平成21年4月15日	667,200,000円	18,904,000円	39,224,000円

計算期日	ジュニア劣後受益権 (イ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (ウ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (エ) 予定元本交付金額
平成19年4月16日	0円	0円	0円
平成19年7月17日	5,666,000円	5,777,000円	5,221,000円
平成19年10月15日	5,666,000円	5,777,000円	5,222,000円
平成20年1月15日	5,666,000円	5,777,000円	5,221,000円
平成20年4月15日	5,666,000円	5,777,000円	5,222,000円
平成20年7月15日	5,666,000円	5,778,000円	5,222,000円
平成20年10月15日	5,666,000円	5,777,000円	5,221,000円
平成21年1月15日	5,666,000円	5,777,000円	5,222,000円
平成21年4月15日	11,338,000円	11,560,000円	10,449,000円

計算期日	ジュニア劣後受益権 (カ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (キ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (ク) 予定元本交付金額
平成19年4月16日	0円	0円	0円
平成19年7月17日	5,332,000円	5,554,000円	4,443,000円
平成19年10月15日	5,333,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成20年1月15日	5,333,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成20年4月15日	5,333,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成20年7月15日	5,332,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成20年10月15日	5,333,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成21年1月15日	5,333,000円	5,555,000円	4,444,000円
平成21年4月15日	10,671,000円	11,116,000円	8,893,000円

計算期日	ジュニア劣後受益権 (ケ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (コ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (サ) 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	0 円	0 円	0 円
平成 19 年 7 月 17 日	2,999,000 円	4,444,000 円	3,888,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	3,000,000 円	4,444,000 円	3,889,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	2,999,000 円	4,444,000 円	3,888,000 円
平成 20 年 4 月 15 日	3,000,000 円	4,444,000 円	3,889,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	3,000,000 円	4,444,000 円	3,888,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	2,999,000 円	4,444,000 円	3,889,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	3,000,000 円	4,444,000 円	3,888,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	6,003,000 円	8,892,000 円	7,781,000 円

計算期日	ジュニア劣後受益権 (シ) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (ス) 予定元本交付金額	ジュニア劣後受益権 (セ) 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	0 円	0 円	0 円
平成 19 年 7 月 17 日	2,222,000 円	1,666,000 円	1,888,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	2,222,000 円	1,666,000 円	1,889,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	2,222,000 円	1,667,000 円	1,888,000 円
平成 20 年 4 月 15 日	2,222,000 円	1,666,000 円	1,889,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	2,222,000 円	1,667,000 円	1,889,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	2,222,000 円	1,666,000 円	1,888,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	2,222,000 円	1,667,000 円	1,889,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	4,446,000 円	3,335,000 円	3,780,000 円

計算期日	ジュニア劣後受益権 (沖繩式合同) 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	0 円
平成 19 年 7 月 17 日	12,220,000 円
平成 19 年 10 月 15 日	12,221,000 円
平成 20 年 1 月 15 日	12,221,000 円
平成 20 年 4 月 15 日	12,221,000 円
平成 20 年 7 月 15 日	12,221,000 円
平成 20 年 10 月 15 日	12,221,000 円
平成 21 年 1 月 15 日	12,221,000 円
平成 21 年 4 月 15 日	24,454,000 円

付則 4 利息金等留保金額の算出

利息金等留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各利息金等留保金額の合計額（ただし、当該合計額が計算の結果、零を下回る場合は、零とする。）の総額

「各利息金等留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\begin{array}{r} \text{各利息金等} \\ \text{留保金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該計算期日又は信託終了日の} \\ \text{当該取扱債権プールの} \\ \text{各当期利息金等留保金額} \\ \text{（下記に従って算出されます。）} \end{array} + \begin{array}{r} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各元本留保} \\ \text{金額取崩金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各利息金等} \\ \text{留保金額取崩金額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって各利息金等留保金額とします。）

上記の計算式における「各元本留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額との合計額が零を下回る場合、当該負になった金額の絶対値と、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における各当期元本留保金額との合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

上記の計算式における「各利息金等留保金額取崩金額」とは、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの付則 5 に定める各元本留保金額の合計額と当該計算期日又は信託終了日における付則 5 に定める各当期元本留保金額との合計額が零を下回る場合、当該負になった金額の絶対値と、当該取扱債権プールの直前の計算期日までの各利息金等留保金額の合計額及び当該計算期日又は信託終了日における各当期利息金等留保金額の合計額（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、零とします。）、のいずれか小さい額をいいます。

$$\begin{array}{r} \text{各当期利息金等} \\ \text{留保金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{当該計算期日} \\ \text{又は信託終了日に} \\ \text{おいて当該取扱債権プールに} \\ \text{関する利息勘定に記帳した額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{下記の一ないし七に} \\ \text{該当する金額の合計額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって当期利息金等留保金額とします。）

一 当該取扱債権プールについて、当該計算期日に係る計算期間及び当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託債権に係る租税その他信託業務を処理するに必要な諸費用額（各取扱債権に関する事務に要した費用に限ります。ただし、当該費用が信託財産全体に係

る場合は当該計算期日の前営業日の営業終了後における当該取扱債権プールの残高に応じて按分します。)

二 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本信託契約に規定する信託報酬額(各取扱債権プールの負担する信託報酬は末尾付則6のとおり。)

三 当該取扱債権プールについて、当該計算期日又は信託終了日に支払うべき本債権管理回収業務委託契約に基づく委託者に対する業務委託手数料及び付則10第2項に規定される諸委託契約に従った委託手数料

四 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払うべき配当金(各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。)

五 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払うべき配当金(各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。)

六 当該取扱債権プールについて、シニア劣後受益権の当該計算期日に支払うべき配当金(各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法は末尾付則7のとおり。)

付則 5 元本留保金額の算出

元本留保金額 = 各取扱債権プールごとに算出される当該計算期日までの各計算期日における各元本留保金額の合計額（ただし、計算の結果、かかる合計額が零を下回る場合は、零とする。）の総額

「各元本留保金額」とは、各取扱債権プールごとに、各計算期日ごとに下記の算式により計算される金額をいいます。

$$\text{各元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日まで} \\ \text{の各計算期日の当該取扱債権プー} \\ \text{ルの各当期元本留保金額} \\ \text{(下記に従って計算されます。)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各利息金} \\ \text{等留保金額取崩} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該計算期日に} \\ \text{おける各元本留} \\ \text{保金額取崩金額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、合計額が零を下回る場合はその負の数をもって各元本留保金額とします。）

上記の計算式における各利息金等留保金額取崩金額及び各元本留保金額取崩金額は、それぞれ付則 4 に定められる意味を有するものとします。

$$\text{各当期元本留保金額} = \begin{array}{l} \text{当該計算期日又は信託終了日に} \\ \text{おいて当該取扱債権プール} \\ \text{に関する元本勘定に記帳した額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{下記の一ないし五に} \\ \text{該当する} \\ \text{金額の合計額} \end{array}$$

（ただし、計算の結果、零を下回る場合は、その負の数をもって当期元本留保金額とします。）

- 一 当該取扱債権プールについて、優先受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 二 当該取扱債権プールについて、メザニン受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 三 当該取扱債権プールに関してシニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（各取扱債権プールの負担する交付額は末尾付則 8 のとおり。）
- 四 当該取扱債権プールに関してジュニア劣後受益権の当該計算期日に支払われるべき元本額（予定元本交付額は末尾付則 3 のとおり。ただし、かかる元本の交付は、（ ） 当該ジュニア劣後受益権の当初元本額から、当該ジュニア劣後受益権に対応する取扱債権プール毎に計算される、当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び その直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して第 8.2.(2)に従って交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、（ ） 当該計算期日の初日における当該取扱債権プールの残存元本額より 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に、 当初劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行なわれるものとします。かかる交付の金額

が末尾付則 3 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられます。)但し、ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)については、末尾付則 10 第 3 項の規定が適用されるものとします。

付則 6 各取扱債権プールの負担する信託報酬の算出

信託報酬 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の各取扱債権プールの信託元本に信託報酬率を乗じて、さらに当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(円未満切上げ)

付則 7 各取扱債権プールの負担する配当金の計算方法

優先受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想優先受益権の残元本額(信託設定日における各取扱債権プールの仮想優先受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される。)に対し優先配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額(円未満切上げ)

メザニン受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想メザニン受益権の残元本額(信託設定日における各取扱債権プールの仮想メザニン受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される。)に対しメザニン配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額(円未満切上げ)

シニア劣後受益権配当 = 当該計算期日に係る計算期間の初日の当該取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の残元本額(信託設定日における各取扱債権プールの仮想シニア劣後受益権の元本額は、下記の表に定められる。各計算期日において、それぞれ付則 9 仮想トランシェの減額ルールに従い算出される。)に対しシニア劣後配当率を乗じ、当該計算期間の実日数を乗じた額を 365 で除した金額(円未満切上げ)

信託設定日における各取扱債権プールに係る各仮想トランシェの元本額

	仮想優先受益権 元本額	仮想メザニン受益 権元本額	仮想シニア劣後受 益権元本額
取扱債権プール(イ)	937,298,790 円	26,556,799 円	55,144,411 円
取扱債権プール(ウ)	688,026,981 円	19,494,098 円	40,478,921 円
取扱債権プール(エ)	471,868,772 円	13,369,615 円	27,761,613 円
取扱債権プール(カ)	445,193,929 円	12,613,828 円	26,192,243 円
取扱債権プール(キ)	373,447,800 円	10,581,021 円	21,971,179 円
取扱債権プール(ク)	337,574,736 円	9,564,618 円	19,860,646 円
取扱債権プール(ケ)	246,512,341 円	6,984,516 円	14,503,143 円
取扱債権プール(コ)	174,766,212 円	4,951,709 円	10,282,079 円
取扱債権プール(サ)	133,374,214 円	3,778,936 円	7,846,850 円
取扱債権プール(シ)	137,973,325 円	3,909,244 円	8,117,431 円
取扱債権プール(ス)	82,783,995 円	2,345,547 円	4,870,458 円
取扱債権プール(セ)	71,746,129 円	2,032,807 円	4,221,064 円
取扱債権プール(沖縄式合同)	1,899,432,776 円	53,817,262 円	111,749,962 円

付則 8 各取扱債権プールの負担する元本交付額

取扱債権プール（イ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 19 年 7 月 17 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 19 年 10 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 20 年 1 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 20 年 4 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 20 年 7 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 20 年 10 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 21 年 1 月 15 日	104,133,895 円	2,950,461 円	6,127,123 円
平成 21 年 4 月 15 日	104,227,630 円	2,953,111 円	6,127,427 円

取扱債権プール（ウ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 19 年 7 月 17 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 19 年 10 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 20 年 1 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 20 年 4 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 20 年 7 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 20 年 10 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 21 年 1 月 15 日	76,439,798 円	2,165,794 円	4,497,632 円
平成 21 年 4 月 15 日	76,508,597 円	2,167,746 円	4,497,865 円

取扱債権プール（エ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 19 年 7 月 17 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 19 年 10 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 20 年 1 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 20 年 4 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 20 年 7 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 20 年 10 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 21 年 1 月 15 日	52,424,621 円	1,485,364 円	3,084,606 円
平成 21 年 4 月 15 日	52,471,804 円	1,486,703 円	3,084,765 円

取扱債権プール（カ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 19 年 7 月 17 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 19 年 10 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 20 年 1 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 20 年 4 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 20 年 7 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 20 年 10 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 21 年 1 月 15 日	49,461,046 円	1,401,396 円	2,910,233 円
平成 21 年 4 月 15 日	49,505,561 円	1,402,660 円	2,910,379 円

取扱債権プール（キ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 19 年 7 月 17 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 19 年 10 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 20 年 1 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 20 年 4 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 20 年 7 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 20 年 10 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 21 年 1 月 15 日	41,490,051 円	1,175,551 円	2,441,228 円
平成 21 年 4 月 15 日	41,527,392 円	1,176,613 円	2,441,355 円

取扱債権プール（ク）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 19 年 7 月 17 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 19 年 10 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 20 年 1 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 20 年 4 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 20 年 7 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 20 年 10 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 21 年 1 月 15 日	37,504,553 円	1,062,629 円	2,206,726 円
平成 21 年 4 月 15 日	37,538,312 円	1,063,586 円	2,206,838 円

取扱債権プール（ケ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 19 年 7 月 17 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 19 年 10 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 20 年 1 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 20 年 4 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 20 年 7 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 20 年 10 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 21 年 1 月 15 日	27,387,521 円	775,980 円	1,611,451 円
平成 21 年 4 月 15 日	27,412,173 円	776,676 円	1,611,535 円

取扱債権プール（コ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 19 年 7 月 17 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 19 年 10 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 20 年 1 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 20 年 4 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 20 年 7 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 20 年 10 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 21 年 1 月 15 日	19,416,526 円	550,135 円	1,142,447 円
平成 21 年 4 月 15 日	19,434,004 円	550,629 円	1,142,503 円

取扱債権プール（サ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 19 年 7 月 17 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 19 年 10 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 20 年 1 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 20 年 4 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 20 年 7 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 20 年 10 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 21 年 1 月 15 日	14,817,875 円	419,840 円	871,867 円
平成 21 年 4 月 15 日	14,831,214 円	420,216 円	871,914 円

取扱債権プール（シ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 19 年 7 月 17 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 19 年 10 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 20 年 1 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 20 年 4 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 20 年 7 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 20 年 10 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 21 年 1 月 15 日	15,328,836 円	434,317 円	901,932 円
平成 21 年 4 月 15 日	15,342,637 円	434,708 円	901,975 円

取扱債権プール（ス）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 19 年 7 月 17 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 19 年 10 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 20 年 1 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 20 年 4 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 20 年 7 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 20 年 10 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 21 年 1 月 15 日	9,197,302 円	260,590 円	541,159 円
平成 21 年 4 月 15 日	9,205,579 円	260,827 円	541,186 円

取扱債権プール（セ）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 19 年 7 月 17 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 19 年 10 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 20 年 1 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 20 年 4 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 20 年 7 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 20 年 10 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 21 年 1 月 15 日	7,970,995 円	225,845 円	469,004 円
平成 21 年 4 月 15 日	7,978,169 円	226,047 円	469,032 円

取扱債権プール（沖縄式合同）に係る仮想トランシェ・予定元本交付金額

計算期日	仮想優先受益権 予定元本交付金額	仮想メザニン受益権 予定元本交付金額	仮想シニア劣後受益権 予定元本交付金額
平成 19 年 4 月 16 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 19 年 7 月 17 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 19 年 10 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 20 年 1 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 20 年 4 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 20 年 7 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 20 年 10 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 21 年 1 月 15 日	211,026,981 円	5,979,098 円	12,416,592 円
平成 21 年 4 月 15 日	211,216,928 円	5,984,478 円	12,417,226 円

付則 9 仮想トランシェの減額ルール

- 一 各計算期日において、付則 8 の各受益権に対する予定元本交付金額に従い各受益権について元本交付が行われた場合、仮想トランシェも同額減額される。
- 二 各計算期日において、付則 7 に従い各取扱債権プールの負担する配当金を計算する場合には、各取扱債権プールごとに算出される、(a) 当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日まで間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までに当該ジュニア劣後受益権に対して本信託契約に従って交付された元本の総額の合計額が、(b) 対応するジュニア劣後受益権の当初元本残高を超過した場合、その超過額について、当該取扱債権プールに関する各仮想トランシェの残元本額を、仮想シニア劣後受益権、仮想メザニン受益権、仮想優先受益権の順に減じて算出するものとします。
- 三 上記各号にかかわらず、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）については、付則 10 第 3 項の規定が適用されるものとします。

付則 10 合同劣後ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）に関する規定

1. 本信託の目的

本信託の目的には、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の交付及び配当に関する会計及び税務処理を円滑になさしめるために必要となる情報を提供する事務が含まれるものとします。

2. 諸委託契約

一 第 8 及び付則 4 中の諸委託契約とは、以下に規定される事務を委任する本入札管理委任契約及び本計算事務委任契約とします。

二 受託者は、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者より指図を受けた場合には、法令で認められる範囲内において、取扱債権プール（沖縄式合同）に帰属するデフォルト債権の売却ルールに基づく手続に関する事務の一部（以下「本件入札管理事務」という。）を委任することができるものとします。

三 受託者は、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者より指図を受けた場合には、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の交付及び配当の支払いに関する会計及び税務処理に必要な情報に関する計算事務（以下「本件計算事務」という。）を委任することができるものとします。

3. ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の償還及び配当

一 本信託契約につき、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の当初元本割合は以下の通りとします。

ジュニア劣後受益権（沖縄式合同 A）：38.181818%

ジュニア劣後受益権（沖縄式合同 B）：61.818182%

二 ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者の元本については、当初元本割合に応じてジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者がそれぞれ受領する権限を有するものとします。本信託契約に基づくジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対する元本の交付はかかる権限に応じて行われるものとします。

三 ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の配当については、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）取扱債権プール帰属割合に応じてジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者がそれぞれ受領する権限を有するものとします。本信託契約に基づくジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対する配当はかかる権限に応じて行われるものとします。

四 受託者は、前二号に基づきジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者がそれぞれ有する権限に応じて元本の交付及び配当の支払額を計算の上、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対してそれぞれ元本の交付及び配当の支払を行えば足りるものとし、一方が権限を有する元本及び配当につき他方に対して交付を行う義務を負わないものとします。

五 取扱債権プール（沖縄式合同）に残存する信託債権及びこれに付帯する一切の権利のすべての買い取りについては、本貸付債権売買契約に基づき当該信託債権を委託者に対して譲渡した取扱参加金融機関のみがかかる買い取りを行うものとします。

六 各ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の直前の計算期日までに支払われるべき未払の元本及び当該計算期日に支払われるべき元本の交付については、以下に規定する通りとします。

「直前の計算期日までに未払の元本が優先して交付されるものとし、交付されるべき元本の額は付則 3 に定められる。ただし、本号に基づく元本の交付は、(i) ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の当初元本額の合計額から、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）取扱債権プール内で計算される 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までにジュニア劣後受益権（沖縄式合同）に対して本号の規定に従って交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、(ii) ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）取扱債権プール に帰属する信託債権元本の当該計算期間中の期初残高より 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に 当初沖縄式合同ジュニア劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行われるものとする。かかる交付の金額が本信託契約付則 4 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えらる。」

七 サービサー・レポートにより特定される取扱債権プール（沖縄式合同）に帰属するデフォルト債権については、本信託契約所定の手続に従い売却した上、当該売却を行った日が属する回収期間に対応する計算期日に、当該売却により取得した金額相当額を利息收受金として利息勘定に記帳するものとします。ただし、デフォルト債権を本項に基づき売却した場合に、本項の規定に従ってなされるデフォルト債権の売却時点における残元本額の合計額、直前の計算期日までに本号に基づき売却されたデフォルト債権の売却時点における残元本額の累計額及び直前の計算期日までの元本交付の累計額の合計額が、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の当初元本額を超える場合には、本号に基づく売却は行われぬものとします。

八 第 8.(3) (v) に規定される、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対する元本の交付及び配当については、受託者は、第 8.(3) に従って、支払又は交付をなした後、元本勘定及び利息勘定に記帳された金銭から、取扱債権プール（沖縄式合同）に対応する金額（計算の結果、当該金額が零を下回る場合は零とする。）相当額を、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に、それぞれジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本の交付として、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の元本が零になった場合は、ジュニア劣後受益権（沖縄式合同）の配当として、それぞれ支払います。

九 第 8.(3) (x) に規定される、取扱債権プール（沖縄式合同）に残存する信託債権については、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対して、当該時点におけるジュニア劣後（沖縄式合同）受益権額に応じて、現状有姿のまま交付するものとします。この場合、ジュニア劣後受益権（沖縄式

合同)の元本額は、当該信託債権の交付時点における残元本額相当額減額されるものとします。

十 付則 5 第四項に基づく取扱債権プール(沖縄式合同)に関してジュニア劣後受益権(沖縄式合同)の当該計算期日に支払われるべき元本額については、以下に規定する通りとします。

「 予定元本交付額は本信託契約末尾付則 3 の通りとする。ただし、かかる元本の交付は、(i) ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)の当初元本額の合計額から、取扱債権プール(沖縄式合同)内で計算される 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及び その直前の計算期日までにジュニア劣後受益権(沖縄式合同)に対して交付された元本の総額の合計額を控除した金額が、(ii) 当該計算期間の初日における取扱債権プール(沖縄式合同)の残元本額より 当該計算期日の直前の回収締め日における延滞信託債権の残元本額、 当該計算期日の直前の回収締め日におけるデフォルト債権の残元本額の合計額を控除した金額に 当初沖縄式合同ジュニア劣後比率を乗じた金額を超過する場合、その範囲において行われるものとする。かかる交付の金額が本信託契約付則 4 に定められる予定元本交付額を下回るとき、その差額は、次の計算期日の予定元本交付額に加えられる。」

十一 付則 9 に基づく取扱債権プール(沖縄式合同)に係る仮想トランシェの減額ルールは、以下に規定する通りとします。

「 一 各計算期日において、付則 8 の各受益権に対する予定元本交付金額に従い各受益権について元本交付が行われた場合、取扱債権プール(沖縄式合同)に係る仮想トランシェも同額減額される。

二 各計算期日において、本信託契約付則 7 に従い取扱債権プール(沖縄式合同)の負担する配当金を計算する場合には、取扱債権プール(沖縄式合同)で算出される、(a)当該計算期日の直前の回収締め日時点の当該取扱債権プールにおける延滞信託債権の残元本額、信託設定日から当該計算期日の直前の回収締め日までの間に発生したデフォルト債権の残元本額の合計額及びその直前の計算期日までにジュニア劣後受益権(沖縄式合同)に対して交付された元本の総額の合計額が、(b)ジュニア劣後受益権(沖縄式合同)の当初元本残高を超過した場合、その超過額について、当該取扱債権プールに関する各仮想トランシェの残元本額を、仮想シニア劣後受益権、仮想メザニン受益権、仮想優先受益権の順に減じて算出するものとする。」

4 . 各取扱債権プールの負担する諸委託契約に従った委託手数料及び諸委託契約に基づき信託財産が負担する損害の計算方法

取扱債権プール(沖縄式合同)の負担割合：100%

取扱債権プール(沖縄式合同)以外の負担割合：0%

5 . その他

一 委託者及び受託者は、本付則に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、信託の本旨、適用法令及び取引慣行に従うほか、委託者及び受託者で誠実に協議のうえ、客

観的かつ合理的な範囲において、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者の収益及び元本の交付が適切に実現されるようその内容を解釈できるものとします。

二 受託者は、本付則に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項に関する対応方法につき、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者に対し承諾を求めることができるものとします。この場合、ジュニア劣後（沖縄式合同）受益権者は、合理的な理由なく、当該承諾を拒絶又は留保することができないものとします。

三 受託者は、原因の如何にかかわらず、本件入札管理事務の委任先又は本件計算事務の委任先の義務違反により発生する一切の損害について、その責任を負いません。